

令和3年3月3日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩淵	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	児玉	藤子	君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 3 月 3 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 3 日から 3 月 18 日まで 16 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 請願第 1 号 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について
(継続審査)

〃 第 6 請願第 2 号 上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願について

〃 第 7 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 10 号))

〃 第 8 議案第 5 号 松島町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について (提案説明)

〃 第 9 議案第 6 号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 10 議案第 7 号 高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について
(提案説明)

〃 第 11 議案第 8 号 松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 12 議案第 9 号 松島町介護保険条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第 1 3 議案第 1 0 号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 4 議案第 1 1 号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 5 議案第 1 2 号 工事請負契約の変更について
【町道根廻・磯崎線道路整備工事】（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 1 3 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【東北本線塩釜・松島間震ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 1 4 号 令和 2 年度松島町一般会計補正予算（第 1 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 1 5 号 令和 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 7 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 6 号 令和 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 7 号 令和 2 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 1 8 号 令和 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 9 号 令和 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 2 0 号 令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第 6 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 2 1 号 工事請負契約の変更について
【一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度松島町一般会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）

- 〓 第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 3 0 議案第 2 7 号 令和 3 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 3 1 議案第 2 8 号 令和 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 3 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 3 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）
 - 〓 第 3 4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。■■■■■■■■■■さんであります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

町長より、行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、ありがとうございます。

本日、お手元に令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う松島町の被害状況等の資料をお配りさせていただきましたので、後ほど危機管理監より報告させます。

さて、本日提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、計画の策定が1件、条例の制定

等が6件、令和2年度補正予算が7件、令和3年度当初予算が9件、その他の議案が3件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和2年12月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月3日に令和2年第4回松島町議会定例会を招集し、7日までの会期において条例の一部改正及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

年が明けて1月10日には、文化観光交流館において第72回松島町成人式を挙行し、コロナ禍による様々な制限がある中での開催となりましたが、新成人135人の門出をお祝いしております。

1月21日には、塩釜地区広域行政連絡協議会を構成する2市3町の地場産品を詰め合わせたふるさとの魅力てんこもりセットの出発式を実施いたしました。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける生産者や住民の支援を目的に企画したもので、全国各地から注文をいただき、予定していた1,000セットは2日間で完売となりました。

1月26日には、令和3年第1回松島町議会臨時会を招集し、令和2年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

また、同日の全員協議会では、認定こども園建設計画についての報告と、松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）等について協議させていただきました。

1月28日には、第3回行政区長会議を開催し、集会施設の在り方についての協議や、町選挙の公費負担に関する条例（案）について説明させていただきました。

2月10日には、子ども・子育て会議、2月12日には、松島町総合教育会議を開催し、認定こども園建設計画についてご説明させていただき、活発なご意見をいただきました。

2月16日には、認定こども園施設整備に係る協定書締結式を行い、松島町社会福祉協議会と町で令和5年4月開園を目指し、施設整備に関する事業について定めた協定を締結いたしました。社会福祉協議会とは、令和2年6月に松島町における幼児教育・保育の充実に関する覚書を締結し、認定こども園建設に向け各種協議を重ねてまいりましたが、今回の協定締結を機に、より一層のスピード感を持って事業を進めてまいります。

次に、要望等でございますが、2月4日に松島観光協会と合同で宮城県知事及び県議会議長

に対し、新型コロナウイルス感染症拡大により休業等を余儀なくされた事業者に対する経済的支援と経済活動再開に向けた対策について要望を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、福島県沖を震源とする地震に係る松島町の被害状況等について説明させていただきます。

資料をご覧ください。今回の資料につきましては、3月2日現在での数値となっております。

まず、初めに1の地震概要ですが、発生日時につきましては、2月13日の23時07分となっております。資料によっては、08分頃と表記する資料もありますが、資料上は内閣府の被害状況に合わせております。震源につきましては、福島県沖となり、地震の規模はマグニチュード7.3となっております。震度になりますが、松島町の震度は5強を記録しております。最大深度は6強で、県内におきましては蔵王町が震度6強を記録しています。なお、米印にも記載しておりますが、今回の地震につきましては、平成23年東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災の余震と考えられております。

次に、2の被害状況になります。

(1) の人的被害につきましては、発生しておりません。

(2) の罹災証明受付件数ですが、2月17日から申請を受付し、2月19日から罹災調査を開始しております。住家の被害状況を証明する罹災証明、こちらにつきましては52件、住家以外の建物・動産についての被害を証明する被災証明につきましては39件の申請を受け付けております。

(3) の住家の被害状況になりますが、罹災証明の申請に基づき住宅の被害調査を行っておりますが、昨日現在、26件の調査が終了しまして、いずれも半壊に至らない一部損壊の判定となっております。なお、昨年12月から被災者生活再建支援法の一部改正に伴いまして、半壊の中に損害割合が30%台の中規模半壊が新たに加わっております。

(4) のインフラ関係につきましても、上水道、電気、電話等、こちらについては面的な大きな被害はありませんでした。また、鉄道につきましては、東北本線、仙石線、仙石東北ラインが運転を見合わせましたが、翌日の2月14日の午後1時頃より順次、運転を再開しております。

次に、裏面をご覧くださいと思います。

3の被害額ですが、公共施設関係や経済関係を合わせて1億3,440万円となっております。内訳といたしましては、1の公共施設関係では主な被害として、道路については町道19路線、漁港については町管理の古浦漁港、名籠漁港の2漁港において、いずれも舗装路面へのクラック、ひび割れですね、路面の損傷、護岸天板の損傷等が主な被害となっております。また、手樽の鵜の島橋では、橋台背面の陥没等も発生しております。教育関連施設では、学校給食センターの調理室や洗浄室の天井が損傷するなどの被害が発生しております。公共施設として合計1,021万円ほどの被害額となっております。

また、(2)の経済関係の被害になりますが、農業生産物として生産中のトマトが施設被害の影響を受けて、1割程度が出荷に影響を来し、1,000万円程度の被害が発生しております。また、園芸施設としてトマト生産のガラスハウスの基礎・設備・配管・ガラスなどが損傷し、7,000万円ほどの大きな被害が発生しております。水産関係では、種ガキ用の棚10台程度が損傷したほか、各地区の漁協で地盤沈下による加工施設の扉等の開閉不良が発生し、50万円ほどの被害額となっております。商業関係では、46事業所でガラスや自動ドア・外壁・商品等の被害が発生しており、宿泊施設においても、建物自体や設備等の被害により4,370万円の被害が発生しております。経済関係では、合計が1億2,420万円の被害となっております。

(3)の文化財関係におきましては、国宝の瑞巖寺本堂、御成玄関、庫裏、国重要文化財の瑞巖寺中門、御成門で瓦の損傷や落下、町指定の文化財、水主町民家で土壁の損傷、円通院本堂でしっくい壁への亀裂等の被害が発生し、こちらの損害額については現在調査中となっております。

被害額を含め、ただいま報告させていただいた数値については、今後、詳細な調査が進み、数値が変更されることがありますので、ご了承願いたいと思います。

最後に、4の災害対策本部等の開催状況となります。災害対策本部を発災直後に設置し、全職員に参集をかけております。対策本部会議につきましては、2月14日午前0時の第1回から午前9時まで4回を開催し、議長、消防署、消防団、災害防止協議会、自衛隊、塩釜警察署にも参加をいただいております。深夜の0時15分から職員や消防団による被害状況の確認を行うとともに、区長への連絡体制を確認し、明るくなってからの6時15分より2次調査により、さらに詳細な被害状況の把握に努め、同時に応急対応等も行っております。9時5分に災害対策本部から総務課及び建設課、水道事業所、産業観光課による警戒配備態勢に移行し、2月14日の正午に警戒態勢の解除を行っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

出納検査・監査の報告については、令和2年12月21日、令和3年1月20日、同じく2月22日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

請願・陳情・意見書等の受理については記載の2件を受理いたしております。

請願・陳情・意見書等の処理については記載の2件をそれぞれ提出いたしました。

行政視察の来庁者の受入れはありませんでした。

会議等については、令和2年12月3日から令和2年第4回松島町議会定例会を含め、総件数30件の各種会議、委員会、行事等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だより発行は、2月1日に「まつしま議会だより」第145号が発行されております。広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会調査については、各常任委員会、東日本大震災復興対策特別委員会、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、各記載の内容について調査を行いました。

議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会組合議員からの報告書の提出がありました。

令和2年12月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の2組合議会と広域連合議会となります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 総務経済常任委員会からの所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、総務経済常任委員会からの所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

総務経済常任委員会で調査中の陳情第3号女川原発再稼働を求める宮城県決議への反対表明を求める陳情書については、令和3年3月定例会までを調査期限とされていましたが、同委員会委員長から、会議規則第45条第2項の規定により、新たに令和3年9月定例会まで期限を延期したい旨の要求がありました。

お諮りいたします。委員会の要求どおり調査期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会の所管事務調査期限を委員長の要求のとおり令和3年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

日程第5 請願第1号 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について（継続審査）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、令和2年第4回松島町議会定例会で請願が提出され、総務経済常任委員会に付託をし、継続審査となっておりますので、委員長より報告を求めます。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 総務経済常任委員会の緑山でございます。付託請願につきましてご報告をさせていただきます。お手元に報告書をお配りしてございますので、読み上げさせていただきます。

総務経済常任委員会審査報告書。

- 1、付託事件、請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について。
- 2、調査期日及び場所。記載のとおり、都合7回開催しております。
- 3、出席委員、記載のとおりであります。
- 4、審査・調査の結果、採択すべきものと決したところでございます。
- 5、審査・調査の経過と概要、読み上げさせていただきます。

本請願は、令和2年11月20日付利府松島商工会会長の福田正朗氏から、松島町に対する中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願の提出を受け、同年12月3日の令和2年松島町議会第4回定例会本会議において、当委員会に審査が付託されたものである。

審査に当たり、参考人として請願者及び町当局の出席を要請し、意見の聴取、質疑応答を行い、内容の把握に努めた。

請願の趣旨は、以下のとおりである。

松島町の企業の9割以上を占める中小企業・小規模企業は、地域経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域社会の安定に必要な不可欠な存在となっている。しかしながら、昨今の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子化に伴う人口減少や、近年増加傾向にある自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大等によって、経済活動が停滞状況にあり、おのこの経営努力だけでは対応が困難になっている。

平成26年6月、小規模企業振興基本法が制定された。この中で、国及び地方公共団体等は、小規模企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されている。

松島町の小規模企業の振興は、地域の活性化につながっていくものであり、そのためにも国の小規模企業振興基本法に準じ基本理念を定め、松島町の方針、事業者及び商工会等の役割を明らかにする条例の制定を求めるというものである。

当委員会では、松島町の小規模企業の実態、県内の市町村における条例制定の動向、全国における条例制定後の施策等についても参考資料を基に説明を受け、意見交換を行った。また、利府松島商工会から、平成29年10月、平成30年10月、両年にわたって松島町に対し条例制定の要望書が提出されていることから、町当局の考え方について聴取した。松島町の計画では、令和2年度に条例を制定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策等により遅れているという回答を得た。

請願者からの意見要望及び松島町の考え方について慎重審議し、表決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択すべきものであります。初めに、本件に反対の方の発言を許します。討論参加、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。

委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。したがって、請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願については採択することに決定をいたしました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） それでは、朗読いたします。

請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願について。

請願者、宮城郡松島町竹谷字弥勒堂40番地の4、秋保政勝。

紹介議員、松島町議会議員、菅野良雄。

請願の趣旨。

上竹谷地区は、吉田川洪水浸水想定区域内に位置しており、近年の台風や豪雨による増水によってたびたび危険な状況に見舞われているのが現状である。同地区には、上竹谷生活センターが避難所として指定されているが、水害による有事の際においては、低地に位置していることから、避難所として機能する施設ではない。また、吉田川の氾濫や浸水による災害が発生した場合には、第五小学校体育館が避難所として指定されているが、同地区の約4割が高齢者であり、歩行困難者も生活していることから、避難勧告や避難指示に対する緊急移動が難しい状況にある。

ついでには、水害による有事の際に、上竹谷地区内の安全で安心できる高台に緊急一時避難所を新設するよう、強く請願するものである。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 11番菅野です。上竹谷地区に緊急一時避難所を新設する請願書の紹介議員として補足説明させていただきます。

現在の上竹谷生活センターは、請願書に示しているとおおり、洪水浸水想定区域内に位置しており、吉田川が決壊した場合には必ず水没する場所にあり、水害有事の際には避難所の役目が果たせない状況にあります。ここ数年は、激甚災害に指定される災害が立て続けに発生しており、令和元年の台風19号では、猪里沢地区の一部で越流し、地域の中には家屋が水没することを覚悟した人もいたと伺っております。

令和2年12月末現在の上竹谷地区は、高齢化率43.7%になっている状況から、高齢者や歩行困難者がいつときも早く避難できる高台の安全な場所に緊急一時避難所を新設するよう求める請願であります。上竹谷生活センターは建設後43年になる、延べ床面積198平米の施設であ

ります。万が一、感染症拡大となれば、1人当たり6平米確保しなければならない指定避難所としては、狭いことも懸念されることであります。

公共施設等管理計画との兼ね合いもありますが、地区民の生命を守るために、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部幸夫君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。請願第2号については、所管の委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号上竹谷地区に緊急一時避難所の新設を求める請願については、総務経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松島町一般会計補正予算（第10号））

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号令和2年度松島町一般会計補正予算（第10号）につきまして、令和3年2月8日付で専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、国の第3次補正予算が令和3年1月29日に成立し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等に係る国庫補助金の内示を受け、その経費を補正したものであります。また、国の方針において万全の接種体制が確保できるよう、会場設営経費や被接種者の送迎経費などが、接種体制確保事業での補助対象経費となったことに伴い、1月26日に補正した7目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の全額と接種経費分と合わせて、新たに8億円の新型コロナウイルスワクチン接種対策費として組替え等を行ったものであります。

なお、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定し、また債務負担行為を設定の上、政府方針を踏まえ、できる限り早期にワクチン接種体制をはじめとした環境整備が必要であ

ることから、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、主要事業説明資料に基づきご説明いたします。4款1項8目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、事項別明細書は4ページ及び5ページです。

この事業は、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な準備を整え、併せて町民への接種を着実に実施することを目的とするものです。

主な事業内容は、システム改修業務、接種券ほか作成業務及び発送業務、接種会場の運営や会場までの送迎業務など、ワクチン接種に係る準備業務です。総事業費4,524万6,000円、補正額は同額の4,524万6,000円です。財源は国庫補助金と国庫負担金、それぞれ補助率は10分の10となっております。また、年度内の完了が見込めない業務であるため、繰越明許費及び債務負担行為を設定しております。

続いて、A4横のカラー資料をお開きください。

この資料は、国の第3次補正予算成立後に示されたものです。これまでも自治体に発生する接種に係る費用は全額国が負担するとあったところですが、今回新たに赤字で示された内容が追加されました。以前は補助対象側であった接種会場の誘導員などによる運営や被接種者の送迎などに係る経費も補助対象経費となり、上限額も改めて示されたところでございます。

資料の裏は、ワクチン接種体制確保に係る国の補助金交付の流れとなっておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

1つ、ワクチン接種に向けては大いに期待するところがあるわけですが、今いろいろテレビ、新聞ですかね、こういったものを見ていると、世界中でやはりワクチンの争奪が始まっているというようなこともありましてね、ワクチン確保が非常に難しくなっているのかなと、そう思っております。

政府のほうも、そういったことを受けて4月12日から高齢者のワクチン接種を行うという方

針になってきているわけですが、その辺において、何ていうんですかね、ワクチンの確保そのものは非常にずれ込んでいくのではないかと懸念をしているわけです。その辺の見通し、1つどうなのかということと、その体制として、分割でワクチンが来た場合に、接種体制を確保することが非常に難しくなっていくのではないかと、こんなような気もしているところなのですが、このワクチン確保の遅れによる影響について、どのような考え方があるのか、また議論がされているのか、その辺についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 我々もマスク等で知る限りの情報を知る上で、詳細はあまり細かくは来ていませんけれども、ただ、この間の3月に入ってから全国知事会の後、村井知事のほうから、そのワクチンがどうなんだと、はっきりしてくれというお話が、国のほうに知事会としての要望として出ているかと思えます。そういった内容を踏まえて、いつ我々のところにワクチンがというのが、明快なまだ回答は来ておりませんが、これまでの内容等について健康長寿課長のほうから答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ワクチンの出荷に関しましては、3月1日付で通知がありました。4月5日から4月19日までの週の間には、3回の段階に分かれて全国に出荷されるというようなことが示されております。なお、4月26日の週には、全市町村に一箱ずつ配送する予定であるということも同時に示されました。また、6月末までに65歳以上の高齢者全員に2回接種する分のワクチンを自治体に配送を完了するというようなことは、2月24日の記者会見で河野大臣が発言されております。ただ、6月末までの間にどのような箱数で来るのかという詳細な内容はまだ示されておられません。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いろいろ今お話があったわけですが、2月24日の時点ということ、まだ1週間ほどしかたっちはいないのですが、相当そのワクチンが入ってくるということについては、遅れがやはり見込まれるのかなと思っているのです。今のお話でも、4月26日の週は一箱しか来ないと。そうすると、その一箱に私は幾ら入っているか分かりませんが、1回で間に合う分なのか、そういったこともどうなのかということと、分割で来る場合があるかと思うのですが、その場合の例えば、接種するのは多分お医者さんになるのでしょうか、それを介助するといいますか、看護師さんやなんかも必要になってくると。そうすると、その日程の調整なんかは十分にできるようなシステムになっているのかどうかですね。日程が

いつになるのかというのが分からない中で、塩釜医師会の皆さんとの日程調整の関係、こういったものも調整をしていかなくちやないと。それぞれの自治体、2市3町ですと、2市3町の関係に医師会は関わって当然やるのでしょから、その辺の調整もスムーズに行くようなことになっているのか、その辺の話合いの状況なんかはどうなのかということも含めてお話しいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ワクチン一箱といいますと、1,000回分の接種の回数分となります。ただ、1人2回分の接種となりますので、人数にすると500人分ということになります。それで、松島町の高齢者の方はまだまだいらっしゃいますので、ただ一箱来たからといって、すぐに開始できるかという、なかなか私たちもそこは考えるところがございまして、それ以降にどの程度のワクチンが出荷されるのかということ踏まえた上でスタートを切らなければならないというふうに考えております。

そういったワクチンの出荷の不透明なところは、塩釜医師会の皆さん、先生方も重々承知でございまして、まだ先生方の派遣の日程なども組めないでいるという状況でございまして、それは出荷に合わせて考えますということで、2市3町とその辺は打合せを綿密に行った上でしていただけるというようなことで、今調整を行っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大体分かりました。あとやめますけれども、一ケースだと、そうすると1,000回分ということで、2回打ちだと500人になるわけですよ。3週間ぐらい間があるということですので、1回目は1,000人ということにしても、最低でも5ケース以上は必要ですよ。松島は65歳以上がたしか5,200か300人ぐらいいるはずですから。そうしますと、その辺の見通しはいつ頃立つとか、国のほうからそういう話はまだまだないのでしょうか、どうなのかな。その3週間という、この期間も含めて、延びていかざるを得なくなるのかなと。

そうすると、高齢者の中には効き目としてどうなんだという不安も出てくるのかなというような気もしますし、1回目を打ったのと2回目を打つ間の期間をどの程度まで想定できるのか。いろいろ聞いていると、1回だけでも大分効き目はありますよという話もないわけではないのですが、一応ファイザーのものですと、20日間です、大体3週間置いて2回目を打つのが一般的だと、こう言われているようですので、その辺の期間の、この状態ですとね、期間の延びが心配されていくということになる。そうすると、効き目もどうなのだろうとい

う不安も出てきますので、その辺についての考えがあれば、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ワクチンの接種に関しましては、1回でいいかどうかという諸説、報道でもございますけれども、現在のところは2回接種を行うということを基本的に実施したいと考えております。今野議員おっしゃったように、20日置いて2回目を受けますが、20日以上過ぎた場合については速やかに2回目を行うということで計画をしたいというふうに準備を進めております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。私のほうからは、この事項別明細書の中の4ページです。8目のコロナウイルスワクチン接種対策費の中の1報酬6万8,000円ほど計上されています。この委員会の委員というのは、この委託された、例えば塩釜医師会の中に委員会として設置されるものか、松島町として委員会を設置するのか、まず1点目、そこをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは町に設置する組織となっております、医師や県の職員、町の職員などが委員のメンバーになっている委員会でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） もうちょっと具体的に、町の、町内における医師会所属の医師の方ということ想定されて、なおかつ県ですと保健所関係の方という見通しですかね。それで、総勢何名くらいを見ているんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは予防接種健康被害調査委員会ということで、町が委嘱する委員となっております、具体的には塩釜医師会の医師、それから塩釜保健所の職員、それから塩釜医師会から学識経験者として医師、それから松島町の職員ということで副町長と現在は健康長寿課長が委嘱を受けております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 次に、その下に7節に報償費という形で組まれていまして、説明欄に健康観察監視ということで、予防接種時における、あくまで健康観察ということだというふう

に理解はするのですが、今、1節の報酬と併せて、まず接種後、一昨日のニュース報道等にありましたけれども、医療従事者、60歳以上の方でしたか、1名お亡くなりになったと。因果関係は別としてですね、そういったことが想定されて、接種後15分ないし30分以上経過してとどまって、何ら異常がなければ帰るわけですけれども、その後に、帰った後に何か後遺症ではないのかもしれませんが、何か不安要素を出して、接種者である町のほうにもし出られた場合に、そういった追跡調査等を看護師等をお願いして追跡なんかの観察もあり得るという理解でいいんですかね。その辺は別問題なのですか。その辺をちょっと確認しておきます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらにお示しした7節の報償費で示させていただきました健康観察の看護師につきましては、あくまでも接種会場で接種を終わった後、15分から30分間は待機していただいて、副反応の発生状況などについて、主にはアナフィラキシーショックなのですけれども、そういった状況にないかどうかということを観察していただく、待機していただく時間のときに観察する看護師というふうに考えております。

もし副反応というような疑いがあるって、ご自宅に帰られた際には、またご心配な状況になったときには、かかりつけ医などにご相談をいただき、予防接種による影響ではないかということになりますと、その医師から県のほうに、県や町のほうに報告をいただいて、さらに詳しい調査が進んでまいります。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今の7節なのですけれども、ワクチン接種が長期間になりますよね。それで、244万円ですか、予算が、大体何人ぐらいずつこれ、補助、看護師の方、何人ぐらいずつ予定なさっているのですか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらの積算内訳といたしましては、2名の看護師で122日間分ほどということで積算しております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 接種は、この間も委員会がありましたのですけれども、日曜日もやるということになりますよね。2日で2人で122日というと、なかなか休みも取れないような状況になるのではないかと、その辺、代用の人がいらっしゃるのか、当然これは資格のある方だと

思うんですね。看護師の免許を持っている人とか、そういうことで、それで足り得るのか、対応できるのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは看護師を想定しておりますけれども、看護師のほかに、例えば保健師ですとか助産師ですとか、健康状況を観察できる職種の方ということで、私たちが2人だけでは足りないというふうに思っておりますので、複数人をお願いできるように今準備を整えております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 分かりました。

それから、12節の委託なのですけれども、このように委託業務で1、2、3と、資料のほうの今、ありますのですけれども、こういう接種券ですか、そういう印刷とか何かというのは、あとは会場設営とか、こういうものは当然委託、印刷屋さんとかなんかにお願いするのですけれども、こういうのは町内業者、印刷屋さんとか、そういうのを考えてやっているのか、でなかったら県のほうから来るのか。これは町単独で発注できると思うのですけれども、どのように考えていますか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 印刷物については様々種類が、必要な種類がございます、物によっては自前で印刷をするもの、それから印刷業者さんをお願いするものがありますが、こちら委託をお願いしている分につきましては、今予防接種の台帳システムが入っております基幹系の住基も連動できるシステム会社さんのほうに接種券の作成業務を委託するように準備しております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういうことで、できるなら、スムーズにできるのだったら、そういうふうになると思うのだけれども、地元の業者もいると思うからそういうことで、できれば地元の印刷屋さんを使ったほうがいいのかなと思って、単純に今思ったわけです。

それから、ワクチンの今、今野議員が質問なさいまして、一箱に1,000回分入っていると。2回だから500人分だよと。1日では当然できませんよね。ということで、在庫が必要ですよね。在庫と言ったらおかしいですけれども、冷凍庫ですよ。1回で町のほうに入ってくるわけでしょう。そのときの冷凍設備ですよ。ファイザーが昨日ですかね、おとといですかね、新しい、すごくいい発表がありまして、今までは75度以上でないと駄目だと、マイナス、と

ころが、昨日あたりはマイナス15度から25度と、それで2週間もつといいましたっけ、すごく、だから一般家庭の冷凍庫でも、極端な話だよ、大丈夫だと。または営業用の冷蔵庫、ホテルとかいろんなところの、あるいはほとんどマイナス25度ぐらい冷えるやつ皆持っていますから、それでも大丈夫なのというふうに私は受け取ったんですね。

ですから、全国のそういう自治体がいろんな接種をやる時、非常に安心して今度、在庫として置くようになるのかもしれませんが。ただ、順調にワクチンが入ってくればの話ですけども、そういうことで、松島町ではその冷凍設備、このようにワクチンを保存する、その辺の対策というのはどのようになっていますか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ディープフリーザーといいまして、超低温の冷凍庫につきましては、国が既に1万台を確保し、2月から配備をしております。松島町には3月中に1台と5月に1台、合計2台配備していただくことになっておりまして、こちらは無償譲渡ということで、町は一切お金を払うことはございません。現在のところ、保健福祉センターのほうに設置する準備は既にもう整えまして、電源のほうも確保し、それからブレーカーなど、先日ちょっとあったトラブルがないような状況で、もう既に冷凍庫を迎える準備を完了しております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） あと、最後になりますけれども、先日、特別委員会で皆さんのご意見がずっとありました。その中でちょっと皆さん聞いていなかった部分1つだけ。この間、課長にもお話ししたのですけれども、健常者、そこの会場まで行ける方はいいですよ。接種できますから。ところが、在宅で介護なされている方、動けない方いらっしゃいますよね。そういう方の接種はどのように考えているのかなど。それを尋ねたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それらもう既に医師会さんとの話合いの中では話題になっておりまして、恐らく集団接種会場にお連れできない方については、訪問や往診などによって接種を希望される方には接種をすることになるだろうということで、具体的なまだ対策、方法については未定でございますが、希望される方にはお宅に伺って行うというようなことになろうかと思っております。（「分かりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第4号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

日程第8 議案第5号 松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第5号松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についての提案理由を申し上げます。

本計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で1期として策定するもので、本町における高齢者福祉施策及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、松島町議会基本条例第8条の規定により議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、1月の全員協議会でご協議いただいた本計画の素案から、ご意見を踏まえ、その後追加した内容などについてご説明申し上げます。

計画書76ページをお開き願います。

全員協議会では、コロナ禍において家庭や施設での虐待やハラスメントへの懸念もあることから、具体的な対応を計画に盛り込めないかのご意見をいただきました。これを踏まえ、

第2部施策の展開と目標設定の第3章内に、新たに新型コロナウイルス等感染症への対応について項目を追加いたしました。

続いて、81ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症による町内事業者への影響について、計画にどのように反映されているのかとのお指摘をいただきました。4月からの介護報酬改定において、コロナ対応のかかり増し経費に対する特例的な評価が行われることとなりまして、その増額分が給付費にも反映されることから、81ページ最後の3行、米印で説明を追加いたしました。そのほかいただいたご意見を基に、若干表現の変更や具体的説明を加えたりしております。なお、第1号被保険者の保険料は、全員協議会でお示したものと同様の内容となっております。

最後になりますが、87ページ以降には、資料編といたしまして、運営協議会の開催状況や用語解説を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、換気並びに消毒を含めて休憩に入りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

午残11時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第9 議案第6号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第6号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年12月12日に施行されたことに伴い、松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当局長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） それでは、松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書の5枚目、条例に関する説明資料をお開きください。

この条例につきましては、さきの全員協議会におきまして概要をご説明しておりましたが、第1条におきましては、松島町議会議員選挙及び松島町長選挙における選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関し、公費負担する旨の趣旨を定めております。

この規定の適用に当たりましては、第3条、第7条、第10条のそれぞれに選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る相手方との有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出ることを定めております。

第2条から第5条にかけましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めておきまして、第4条では、公費負担の限度額が一般運送契約では1日当たり6万4,500円、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について、個別契約の場合の限度額についてもそれぞれ規定されておきまして、目安といたしまして、その合計額は3万5,860円となるものでございます。それらの範囲内で候補者が契約した相手方からの請求に基づき支払うことを定めております。

ただし、第2条にありますとおり、公費負担の対象となるためには、供託金没収点以上の得票数を得た場合に限られるとし、ビラ及びポスターの作成においても、同様に第6条、第9条にこれを準用する旨をうたっております。

第5条では、同日に複数の契約を締結している場合においては、いずれか1つの契約のみ適用する旨を定めております。

第6条から第8条にかけましては、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担について定めておきまして、第8条では、1枚当たりの作成単価が7円51銭で、定められた上限枚数の範囲内で候補者が契約を締結した相手方からの請求に基づき支払うことを定めております。目安といたしまして、町長選挙では上限5,000枚までで3万7,550円、町議会議員選挙では上限1,600枚までで1万2,016円となります。

第9条から第11条にかけましては、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担について定

めておりまして、負担額は第11条に選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価にポスター掲示場の数を限度として作成枚数を乗じて得た金額を、契約締結した相手方からの請求に基づき支払うことを定めております。限度額の目安といたしましては、単価の上限額が1,941円、上限枚数が51枚となりますので、計算いたしますと9万8,991円となるものでございます。

第12条におきましては、この条例の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会が規定で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。よって、その日以後にその期日を告示される選挙から適用することとしております。

なお、議案書の後ろに資料1、資料2といたしまして、全員協議会での説明資料と同じものをつけておりますので、ご確認いただければと思います。

説明については以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第7号 高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案7号高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について提案理由を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、高額療養費の支給制度の適用を受けるべき療養を受け、その一部負担金の支払いに必要な資金の貸付けが高額療養費限度額適用認定書を医療機関に提示することにより、自己負担のみの支払いで済むようになったため、当該条例の廃止を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、お手数ですが、条例に関する説明資料をお開き願います。

当該条例の廃止について説明申し上げます。これまで高額療養費の支給制度の対象となる療

養を受けた方が自己負担を超えた一部負担金の支払いに資金が必要な場合、本基金を原資に貸付けを行ってまいりましたが、平成19年4月1日の国民健康保険法の改正に伴い、70歳未満の者を対象に、限度額適用認定書の交付が始まり、入院時に支払う医療費の自己負担は所得に応じた限度額までとなり、限度額を超えた高額医療費の現物給付から導入となりました。

さらに、平成24年には、外来診療分についても現物給付から導入となり、自己負担のみの支払いで済む保険制度になったことに伴い、貸付金の利用者が平成23年度以降ない状況を踏まえ、また令和3年2月1日に平成14年度の本基金の貸付金の未納額について納付があり完納となったことに伴いまして、今回、当該条例の廃止を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第8号 松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第8号松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を削る改正が行われたため、関係条例について整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法の一部を改正する法律に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めております特別措置法第1条の2を削る改正が行われたため、関係する松島町国民健康保険税条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例において、併せて条文の整理を行うものであります。

お手数ですが、前のページにお戻り願います。資料の新旧対照表をご覧ください。

おのおのの条例におきまして、今回の特措法の改正に伴い、これまで新型インフルエンザ等特別措置法附則第1条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症」と表現していた内容を「新型コロナウイルス感染症である感染症」に改めるものとなっております。

具体的に申し上げますと、新型インフルエンザ等特別措置法の一部改正によりまして、感染症法に基づく指定感染症の新型コロナウイルス感染症から、感染症法における新型インフルエンザ等感染症に位置づけるための改正が行われたことに伴いまして、当町の条例において引用している箇所について、これまでと変わらず傷病手当金や国保の減免手続が行われるよう定義を改める内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第9号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第9号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号松島町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料率の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 条例に関する説明資料をお開きください。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法第129条の規定により、介護保険事業の円滑な実施を図るため3年ごとに見直しを行い、政令で定める基準に従って町が条例で定めることとなっております。第8期の3年間における介護保険給付費の見込総額に対する第1号被保険者の負担割合は、第7期と同様、23%でございます。

改正の主な内容につきましては、第2条第1項で適用年度を改め、第1項第1号から第9号において、各所得段階の介護保険料を改正しております。

第2条第2項から第4項では、第1段階から第3段階の軽減措置後の保険料について改正するものです。

改正の内容を一覧にしたものを資料としておりますので、最終ページをお開き願います。

上の表には第7期計画、下の表では第8期計画の所得段階別保険料と対象要件についてそれぞれ示しておりますので、今回改正する保険料につきましては、年額の欄をご確認いただきたいと思っております。

また、条例改正の内容ではございませんが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正により、第7段階から第9段階の基準所得額の改正が予定されております。これにより、対象要件の欄にお示ししたとおり、第7段階と第8段階の境金額が200万円から210万円に、第8段階と第9段階の境金額が300万円から320万円に改正される予定となっておりますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第10号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第10号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回の条例改正につきましては、厚生労働省令の改正に伴う関係条例の改正で、改正内容に共通する部分が多いことから、次の4つの条例を条立てにして一括して改正するものでございます。

第1条として、松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条として、松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正、第3条として、松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正、第4条として、松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

改正の概要につきましては、最後に添付しておりますA4横の資料でご説明いたします。

第1条関係及び第4条関係はケアマネジャー業務の基準を定めたもの、第2条関係及び第3条関係は地域密着型サービスの業務の基準を定めたものでございます。

改正の主な内容に当たりましては、大きく5点ほどございます。

1点目として、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減に関すること、2点目として、地域包括ケアシステムの推進とケアマネジメントの質の向上に関すること、3つ目として、感染症や災害への対応力強化に関すること、4つ目として、自立支援・重度化防止の取組の推進に関すること、5点目、その他として、高齢者虐待防止の推進と職場のハラスメント対策の強化に関することとなっております。

各項目内に第1条、第2条などと記載があるものにつきましては、改正の該当となる条例を示しており、何も記載のない項目につきましては、4つの条例全てにおいて改正する共通の内容となっております。

なお、施行期日は令和3年4月1日です。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第11号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和2年11月20日に公布されたことに伴う引用条項ずれの整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第12号 工事請負契約の変更について【町道根廻・磯崎線道路整備工事】（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第12号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成30年8月7日の臨時議会で請負契約の締結の議決をいただきました町道根廻・磯崎線道路整備工事において、主な工種である土工の切土数量の減工及び残土運搬先の変更に伴い、工事費の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻・磯崎線道路整備工事の変更につきまして説明いたします。

工事につきましては、社会資本整備総合交付金復興枠で事業を実施しております町道根廻・磯崎線根廻側の道路整備工事であり、平成30年8月7日に議決をいただき、平成30年度から令和2年度までの3か年で工事を実施しているものでございます。今年度が最終年度であり、3月に完成予定であります。工事の主体工事である土工の変更及び工事全体の工種を精査し、減額変更するものがあります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

設計変更の内訳でございます。主な変更部分でございますが、1段目の道路土工につきましては、切土数量の減、残土処分運搬距離の減、残土の現払い、仮置き等の減により、5,925万3,774円減額となっております。

5段目の道路附属物工につきましては、備蓄倉庫があります運動公園入り口部の道路整備に伴う影響部分の補償工事として、門扉撤去・新設工、フェンス工、車止め工、舗装工などで、639万8,510円の増額となっております。直接工事費全体では4,836万2,548円の減額でありまして、一番下段になりますが、契約全体では当初契約額は7億2,878万4,000円、変更契約額は6億6,966万1,560円、5,912万2,440円の減額、減額率は8.1%の減となっております。

説明資料の2枚目をお開きください。

平面図及び標準横断図であります。赤で着色している箇所が今回の工事箇所でございます。起点は国道45号交差点、終点はコメリから手樽へ向かう町道との交差点であります。工事内容としましては、切土・盛土の土工、法面工、擁壁工、排水工、道路附属物工、舗装工の下層路盤などの工事であります。また、アスファルト舗装工、交通安全施設工は、別の工事を実施しているものです。

図面中間の工事概要につきましては、変更後の数量であり、括弧内は変更増減でございます。施工延長1,200メートルは変更ございません。主な変更部分としましては、資料1ページで説明いたしましたが、土工の切土で当初11万5,000立米から10万8,000立米に変更となり、7,000立米の減となっております。また、道路附属物工の運動公園補償工では、一式増工となっておりますが、内訳につきましては、門扉撤去・新設工1基、照明灯移設工1基、フェンス工30メートル、アスファルト舗装工80平米などが、こちらで増工となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第13号 工事委託に関する変更協定の締結について【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第13号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、令和元年12月16日定例会で、工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関するものであります。工事が令和3年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する変更協定の締結につきまして説明いたします。

霞ヶ浦踏切安全対策工事委託につきましては、令和元年12月議会で議決をいただき、令和元年12月から令和3年3月まで2か年の債務負担により実施しているものでございます。

工事内容につきましては、既設の踏切幅1メートルを2メートルに拡幅し、新たに遮断機の設置を行うものですが、令和元年度は契約準備及び信号回路等の設計を行い、本格的な工事着手は令和2年度より実施しており、令和3年3月で工事が完成見込みですので、精算変更を行うものであります。

説明資料の工事精算額調書をお開きください。

工事委託の内訳であり、各項目ごとの原協定額、変更協定額、差額であります。

2段目に、備考欄に①と記載しております負担金工事につきましては、線路踏切ブロックなどの軌道工事、電柱・電力線などの電力設備工事、遮断機、警報機、信号通信ケーブルなどの信号通信設備工事であります。

7段目の備考欄に②と記載しております補償金工事につきましては、踏切周辺のレール及びレール基礎などの拡幅に伴う修繕費、既設のレール、電力設備、信号通信設備の撤去費であります。

当初計画の内容より踏切形状の変更はありませんが、工事が順調に進んだことにより夜間作業が少なくなりましたことから、列車見張り員等の保安費で減額となったものであります。

1段目の総額につきましては、各工事費の合計であります。負担金工事で540万96円の減額、補償金工事で144万9,274円の減額、全体総額で684万9,370円の減額、減額率は7.6%の減でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第14号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第11号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第14号令和2年度松島町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号令和2年度松島町一般会計補正予算（第11号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業等の中止または内容の変更等に伴うもののほか、各事務事業の精査または事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、12ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、議長の申出により、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった宮城県町村議会議長会等の視察研修に係る経費等を減額するものであります。

14ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業の中止や会議等開催回数または開催方法を変更するとともに、補助金等の実績見込みにより事業費を精査し、補正するものであります。

15ページの16目震災復興基金費につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた寄附金について、全額積立てするものであります。

16ページをお開き願います。

18ページにわたりますが、21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、避難施設等感染拡大防止事業外28事業について完了または完了見込みにより事業費を精査し、補正するものであります。

18ページの22目マイナポイント事業費につきましては、マイナポイント設定支援窓口業務に係る会計年度任用職員の経費について補正するものであります。

20ページをお開き願います。

5項2目指定統計費につきましては、調査実施に係る市町村交付金の交付決定分を受け、補正するものであります。

6項1目監査委員費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった監査委員の視察研修に伴う経費について減額するものであります。

21ページにわたります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、民生委員推薦会の開催見込みがないこと、及び国民健康保険保険基盤安定負担金等の額が確定したことに伴う国民健康保険特別会計への繰出金について補正するものであります。

21ページの2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度の実績見込みに伴う負担金の増額、及び令和元年度障害者自立支援給付費負担金等の確定に伴う国及び県への返還金を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、令和元年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金の額の確定に伴う返還金、及び介護保険特別会計への繰出金を精査し、補正するものであります。

22ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、児童手当システム改修に係る経費について補正するものであります。

2目児童措置費につきましては、今年度の実績見込みにより児童手当について補正するものであります。

23ページにわたります。

3目保育所費につきましては、会計年度任用職員経費の精査及び保育士派遣業務に係る委託料について補正するものであります。

4目母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費について、今年度の実績見込みにより補正するものであります。

5目子ども医療対策費につきましては、子ども医療費の今年度の実績見込みにより補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費及び施設等利用給付費の精査、令和元年度施設型給付費の国及び県負担金、並びに令和元年度子ども・子育て支援事業費の国及び県補助金に係る返還金について補正するものであります。

24ページをお開き願います。

9 目子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、事業完了に伴い補正するものがあります。

25ページの4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により塩釜地区休日急患診療センター分担金が追加されたことにより補正するものがあります。

26ページをお開き願います。

6 款農林水産業費 1 項 4 目農地費につきましては、経営復興基盤総合整備事業の変更に伴い負担金を増額するものであります。また、経営土地改良事業の事業進捗に伴う負担金の増額及び土地改良施設維持管理負担金につきまして、額の精査により減額するものであります。

27ページの2 項 2 目林業振興費につきましては、森林環境譲与税の収入見込額の増額に伴い補正するものであります。

3 項 3 目漁港管理費につきましては、県営磯崎漁港機能保全事業負担金の額の確定により補正するものであります。

7 款商工費 1 項 2 目商工業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業に対する補助金について減額するものであり、また中小企業振興資金融資制度を活用した事業者への保証料補給金について、事業費の精査により減額するものであります。

29ページをお開き願います。

8 款土木費 2 項 2 目道路維持費につきましては、国の第3次補正予算成立により、社会資本整備総合交付金の内示を受けた町道高城・桜渡戸線舗装補修工事について補正するものであります。

3 目道路新設改良費につきましては、復興事業における事業の進捗等により避難道の整備事業費を精査し、補正するものであります。

30ページをお開き願います。

5 項 2 目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の松島地区外下水道事業等の事業費精査に伴い、繰出金を補正するものであります。

5 目街路事業費につきましては、根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）について、昨年度から繰り越した予算により全体事業費の精算に見込みがつかしまったことから、本年度計上した予算の全額を補正するものであります。

31ページにわたります。

6項1目住宅管理費につきましては、愛宕町営住宅解体工事費の確定に伴い補正するものがあります。

2目木造住宅等震災対策事業費及び3目住宅環境整備費につきましては、各種補助金に係る申請実績見込みにより事業費を精査し、補正するものであります。

32ページをお開き願います。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、県委託事業として実施しておりますスクールソーシャルワーカー活用事業における事業実績における事業費を精査し、補正するものであります。

33ページの3項4目学校建設費につきましては、中学校校舎水道管改修事業及び中学校プール解体事業の調査測量設計委託料の事業費の確定により補正するものであります。

35ページをお開き願います。

5項3目給食施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響が生じている食肉販売促進のため、県産牛肉の学校給食提供を実施した事業について、実績見込みに伴い補正するものであります。

36ページにわたります。

6項1目幼稚園費につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付費制度の利用実績に伴い補正するものであります。

36ページの11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事の増額に係る国庫負担金の予算配分協議が整ったことから補正するものであります。また、宮城県及び神奈川県からの災害派遣職員に係る負担金の精算に伴い補正するものであります。

37ページの12款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、借入金利見直しによる元金償還額等の精査及び利子償還額の確定により補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、職員人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業等の中止または内容の変更等に伴うもののほか、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響による減収によるものであり、法人町民税につきましては、法人収益の減少に伴う法人税割申告額の減少、固定資産税

及び都市計画税につきましては、徴収猶予の特例制度によるものであります。また、入湯税につきましては、入湯客の減少によるものであります。

4 ページをお開き願います。

5 ページにわたりますが、2 款地方譲与税から10款環境性能割交付金までにつきましては、収入見込みにより補正するものであります。

5 ページの13款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の3月算定を踏まえ今年度交付見込額に補正するものであります。

6 ページをお開き願います。

16款使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の利用者が減少したことに伴い減額するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金の交付決定及び障害者自立支援給付費並びに児童手当の精査、また幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付費の精査に伴い補正するものであります。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事に対するものであります。

7 ページの2項1目総務費国庫補助金につきましては、戸籍総合システム番号制度対応開始業務委託料及び歳出でご説明しましたマイナポイント事業の事業費精査に伴い補正するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました児童手当システム改修及び子育て世帯への臨時特別給付金事業に対するものであります。

4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました町道高城・桜渡戸線舗装補修工事及び根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）並びに木造住宅等震災対策事業に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国からの交付限度額通知により補正するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金の交付決定及び障害者自立支援給付費並びに児童手当の精査、また幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付費の精査に伴い補正するものであります。

8ページをお開き願います。

2項1目総務費県補助金につきましては、移住支援事業補助金の申請見込みの精査により補正するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました民生委員推薦会委員報酬、母子父子家庭医療費、子ども医療費及び子育て支援事業費に対するものであります。

6目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しました木造住宅等震災対策事業費に対するものであります。

7目教育費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により放課後子ども教室の実施回数を減らしたことに伴うもの、及び歳出でご説明しました県産牛肉の学校給食提供に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました指定統計の調査実施に係る市町村交付金の交付決定額通知により補正するものであります。

3目教育費委託金につきましては、歳出でご説明しましたスクールソーシャルワーカー活用事業費に対するものであります。

9ページ、20款寄附金につきましては、東日本大震災の災害復旧・復興を財源としていただいた金額について補正するものであります。

21款繰入金2項2目ふるさと納税基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止及び事業費の精査に伴い補正するものであります。

5目震災復興基金繰入金につきましては、津波被災住宅再建支援事業補助金及び復興支援定住促進事業補助金並びに宅地かさ上げ等事業の精査に伴い、補正するものであります。

6目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業の各事業の精査に伴い、補正するものであります。

8目高額療養費貸付基金繰入金につきましては、高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、基金残額を一般会計へ繰入れするものであります。

10ページをお開き願います。

23款諸収入3項2目災害援護資金貸付金元利収入につきましては、東日本大震災災害援護資金貸付金の回収額が確定したことに伴い補正するものであります。

11ページの5項2目雑入の過年度収入につきましては、令和元年度低所得者介護保険料軽減負担金等の国・県からの追加交付分について補正するものであります。

24款町債1項1目農林水産業債につきましては、歳出でご説明しました県営土地改良事業負

担金及び県営磯崎漁港機能保全事業負担金に対するものであります。

2目土木債につきましては、歳出でご説明しました根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）及び町道高城・桜渡戸線舗装補修工事並びに愛宕町営住宅解体工事に対するものであります。

4目教育債につきましては、歳出でご説明しました中学校プール解体事業に対するものであります。

6目減収補てん債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による税の減収分に対するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、庁舎外構整備事業外11事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰越明許費を設定し、町営バス運行業務について令和3年4月1日から業務を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） ただいま提案理由の説明ではございますが、この後、詳細説明もござい
ますので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

午前に引き続き、提案理由の説明を求めます。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款総務費1項総務管理費21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料1をお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、16ページから18ページとなります。

本町では、これまでに国の補正予算におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応など、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等へ対応を図るため交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、基本方針に基づく合計48

事業を推進してまいりました。

今回の補正につきましては、実施事業の事業費精査に伴うものであり、事業数といたしましては、事業概要にも記載のとおり、全48事業のうち29事業分を補正するものであります。

恐れ入ります、主要事業説明資料1ページ、A3判資料1をお開き願います。

初めに、資料の見方について説明させていただきます。事業番号1番から13番及び2ページ下段に記載しております25番、26番につきましては、11月臨時会におきまして事業費の精査を行っておりますので、グレーの網かけを行っております。今回補正させていただきます事業は、資料2ページの上段、14番事業以降の事業費を精査する29事業でございます。なお、各事業の実績につきましては、資料右側、事業概要実績の欄に記載のとおりであります。また、各事業の事業費につきましては、実績に基づいて事業費を精査し、補正前と補正後と比較して記載しております。

恐れ入ります、資料4ページをお開き願います。

全体事業費の合計についてご説明いたします。補正前の全体事業費といたしましては、4億1,407万9,000円であり、補正後の全体事業費は3億9,129万4,000円でございます。国費につきましては、これまでご説明しております5月1日付通知を受けました8,684万5,000円と、6月24日付で通知を受けました2億1,136万6,000円に加えまして、今回新たに歳入補正させていただきます2月10日付で通知をいただいた438万1,000円の合計3億259万2,000円でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書7ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連する歳入補正予算についてご説明いたします。

17款国庫支出金1項国庫負担金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先ほど歳出補正予算におきまして説明いたしましたが、今回2月10日付で交付限度額通知を受けました438万1,000円を補正するものでございます。これは昨年4月30日に成立しました国の第1次補正予算における臨時交付金1兆円のうち、7,000億円分は5月1日付で全国の自治体に交付限度額が通知されており、1兆円の残り3,000億円分につきましては、今回、国が定める国庫補助事業の地方負担分、いわゆる裏負担分として保留されていたものが、今回2月10日付で通知されたものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 続きまして、主要事業説明資料2をお開きください。事項別明細書は29ページになります。

8款2項2目道路維持費、舗装補修事業の補正につきまして説明いたします。今回の補正につきましては、国の第3次補正により社会資本整備総合交付金の内示を受けた町道高城・桜渡戸線の舗装補修を行うものです。

事業概要の①、(1) 工事請負費は5,000万円でありまして、町道高城・桜渡戸線1工区218メートル、2工区160メートル、合計で378メートルの舗装補修を行うものです。

財源内訳であります。財源表中の国費につきましては社会資本整備総合交付金、補助率50%、起債につきましては道路整備事業債、起債率は町財源の100%であります。

次ページの計画図をお開きください。

舗装補修箇所につきましては、町道高城・桜渡戸線の図面、赤で着色している箇所であります。2工区に分かれておりますが、1工区がJR東北本線明神踏切の城内側から夏井橋まで、2工区が県道を越えまして桜渡戸側、白坂不動明王付近160メートルでございます。今回、中間の舗装補修は行いませんが、夏井橋から県道までの区間につきましては、平成25年度に補修済みであります。また、県道から白坂不動明王までの区間につきましては、路面の損傷が少ないことから今回は補修を行わないものであります。1工区、2工区合わせまして、延長378メートル、面積2,680平米の舗装打ち換え補修を行うものです。

また、明神踏切付近10メートル部分につきましては、令和2年6月議会で補正の承認をいただきましたが、入札不調により現在も施工業者が決まっておきませんので、今回工事と併せ実施してまいりたいと考えております。

図面下に標準断面図がありますが、1工区は路上路盤再生工による舗装打ち換え補修工、2工区は表層の打ち換え補修工を行うものです。

工事実施につきましては、6月補正分と併せ、繰越しさせていただきまして、令和3年12月末の完成を見込んでおります。

舗装補修事業の説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第15号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の精査に伴い補正するものであります。また、特定健康診査委託料の精査、財政安定化支援事業繰出金の額の確定に伴い、財政調整基金積立金について補正するものであります。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免額の精査により、国民健康保険税について増額するものであります。なお、災害臨時特例補助金及び普通交付金並びに特別交付金の額の精査に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第16号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第16号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費等の実績見込みに伴う事業費を精査し、令和元年度の国・県負担金の確定による返還金及び介護保険保険者努力支援交付金等について補正するものであり、その財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。また、介護保険システム改修に伴う事業費について、歳出及び歳入補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、主要事業説明資料をお開き願います。

1款1項1目令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業についてご説明申し上げます

す。事項別明細書は8ページです。

この事業は、令和3年4月に介護保険法が改正されるに当たり、制度改正に対応させるため、介護保険システムの改修を行うものです。改修の主な内容といたしまして、介護報酬の改定や税制改正による対応のほか、更新認定の有効期間上限の延長、総合事業対象者及び単価の弾力化対応でございます。事業費は148万5,000円、財源といたしまして国庫補助金74万2,000円、補助率2分の1でございます。

説明は以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第17号 令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号) について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第17号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護支援事業の実績見込みに伴う居宅介護支援サービス計画費収入を精査し、居宅介護支援事業費を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第18号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）
について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第18号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第18号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い、公課費等を増額し、事業収入等の実績見込みに伴い、これらの財源を精査し財政調整基金の積立

金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第19号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第19号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第19号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、汚水施設整備経費の松島浄化センター長寿命化改築工事委託及び松島地区外下水道事業の西柳雨水ポンプ場に係る事業費を精査し補正するものであります。また、神奈川県からの災害派遣職員に係る負担金の精査に伴い補正するものであります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料について減額するものであります。また、各事業の財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。繰越明許費につきましては、松島浄化センター長寿命化改築事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第20号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第20号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第20号令和2年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水道事業の給水収益の減収に伴う所要額の補正及び建設改良事業の精査により負担金及び事業費等を補正するもの

であります。

これにより、水道事業収益の総額を5億2,972万6,000円、水道事業費用の総額を5億4,242万6,000円、資本的支出の総額を8億1,216万9,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額897万2,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,123万6,000円、過年度分損益勘定留保資金6,495万円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第21号 工事請負契約の変更について【一級町道松島・磯崎線
（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第21号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第21号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成27年11月25日、請負契約の締結の議決をいただき、令和元年6月17日に変更契約の議決をいただきました23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事について、既設橋撤去に係る地下構造物調査及び地盤調査により、仮設工法の変更が必要となりました。これにより、令和2年12月18日付で宮城県知事に対し公共土木災害復旧事業費負担金の変更交付申請をしておりましたが、12月25日付をもちまして変更交付決定となりましたので、工事費の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、23災第15943号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事の変更につきまして説明いたします。

東日本大震災で被災した松島大橋につきましては、令和2年6月15日に新しい橋の供用を開始しております。その後、旧橋を撤去するための事前調査として、地下構造物調査及び地盤調査を実施しました。地下構造物調査の結果として、橋脚撤去時の仮設矢板設置箇所及び仮設栈橋の基礎ぐい設置箇所にコンクリート構造物があることが判明し、工法の変更及び形状の変更をする必要が出てまいりました。また、地盤調査の結果では、非常に軟弱な地盤であることが判明し、橋脚及び橋台撤去時の仮設土留めの矢板長変更及び矢板打ち込み工法の変

更が必要となりました。それから、現地の解体スペースを詳細に検討した結果により、橋桁撤去時の撤去処分工法の変更をするものであります。

減額部分につきましては、高城川沿いの町道の地盤沈下対策として実施する地盤改良工法の変更等に伴う減額を行うものです。

説明資料の1ページをお開きください。

変更項目でございますが、今回、変更の内容としましては、表の上から、築堤護岸工の延長、異形矢板工の増、鋼橋上部工の伸縮装置変更による減、道路改良工の地盤改良工法変更による減、舗装工の舗装工及び構造物撤去等の増、旧橋撤去工の仮設矢板長さ及び施工方法変更による増、仮設土留め形状及び仮設栈橋基礎工施工方法変更による増、取壊し工法及び破碎処分費・運搬費などの増であります。

変更増額の主な要因としましては、橋脚・橋台撤去の仮設土留め及び仮設栈橋の変更であり、旧橋撤去工で8,373万8,530円の増額となっております。直接工事費全体では8,687万8,385円の増額でありまして、一番下段になりますが、契約全体では原契約額は23億708万5,200円、変更契約額は24億5,788万3,100円、1億5,079万7,900円の増額、増額率は6.5%の増となっております。

説明資料の2ページ目をお開き願います。

工事の全体計画図でございます。新橋につきましては、薄い黒で着色しておりますが、工事が完成し供用開始をしております。残工事部分につきましては、赤で着色している箇所ですが、橋桁撤去、橋脚・橋台撤去、高城川護岸築堤、高城川沿い町道の復旧、それから本線歩道の一部が残っております。

説明資料の3ページをお開き願います。

旧橋撤去の一般図であります。上の図面は側面図になりますが、赤で着色している箇所が変更部分であり、橋脚・橋台撤去時の仮設矢板を長くするものです。橋脚・橋台撤去は、仮設土留め内の地盤を掘り下げ、コンクリート構造物を撤去します。非常に軟弱な地盤であることから、掘り下げていきますと、土留め矢板の外側より内側に矢板の下から土が回り込み、掘削地盤が盛り上がり、最終的には仮設土留めが崩壊するおそれがありますことから、矢板を岩盤等の支持地盤まで打ち込む必要が生じたものであります。また、岩盤へ矢板を打ち込む必要があることから、打ち込み工法も変更をするものです。下の図は、仮設土留めの平面図でございます。既設コンクリートがあり、仮設土留めの形状を赤線の形に変更するものです。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第22号から日程第33 議案第30号

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第22号から日程第33、議案第30号までは令和3年度各種会計予算についての提案説明であり、町長の施政方針もございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第22号から日程第33、議案第30号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、これより町長から令和3年度各種会計予算の提案に当たり説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和3年第1回松島町議会定例会に、令和3年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議をいただくに当たり、町政運営の所信の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、東日本大震災の発災から間もなく10年が経過し、国が復興の総仕上げと位置づけする「第1期復興・創生期間」が今月末で終了となります。

「創造的復興」を掲げ、長年取り組んでまいりました各種復興事業につきましては、これまでの着実な復興の歩みが実を結ぶべく、町事業がおおむね完了する見込みとなっております。

これもひとえに、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力はもとより、全国の自治体から派遣をいただいた皆様の懸命な取組や多くの企業の皆様から温かいご支援など、各方面から多大なるお力添えのたまものであると、改めて心より感謝申し上げます。

今後は、「震災復興」から「地方創生」へと主軸を移しながら、「活力あるまち・松島」の実現に向け、鋭意努めてまいります。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、地域における住民の暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼした苦難の1年でありました。本町におきましても、閉塞感と緊張感の中、町民の皆様をはじめ、町に関わる多くの方々に、常に感染予防、感染拡大防止を心がけていただきながら、行政として住民生活や町内各事業者等の状況変化などをつぶさに調査するとともに、基本的な感染症対策を徹底しつつ、経済活動の下支えを目的として、感染拡大防止、町民の生活支援、町の経済回復に重点を置き、「いのちを守る」「くら

しを守る」「未来を守る」の3つの基本方針の下、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源としながら、様々な対策を講じてまいりました。

さらに、令和3年度前半には「新型コロナウイルスワクチン」の住民接種の開始が予定されておりますことから、複数の課で横断的に組織する「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置し、このワクチンを希望する町民全てに速やかに接種できますよう、来年度における最大の責務として対応に努め、コロナ禍において、本町に関わる全ての人々の「いのちとくらし」、そして「まちの未来」を守ることに引き続き全力を尽くしてまいるとともに、「地方の声」を国や県に届けながら、様々な支援について強く要望してまいります。

さて、このような中、令和3年度は東北デスティネーションキャンペーンや、昨年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。

このことは、感染拡大防止等に伴う各種イベントの中止や観光の自粛などにより、大きな打撃を受けている松島観光においては、特にインバウンド需要が期待できない現状において、国のGoToキャンペーン以上の大きなチャンスであり、観光入り込みの回復、ひいては経済回復に資するものでありますことから、より多くの観光客を呼び込むことができるよう、市町村の枠を超えて近隣自治体等と広域的な連携を図りながら、本町の強みである景観や歴史、文化を最大限に生かし、体験型コンテンツなどの魅力を広く発信してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、さらなるお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

最後に、令和3年度におけます本町の財政の見通しであります。感染拡大の影響や従来からの生産年齢人口の減少等により町税の増収が期待できないことに加え、感染症対応に係る新たな財政需要とともに、昨年度と同様に人件費や社会保障費、施設の維持管理や改修等に伴う義務的経費、経常経費が増加傾向にありますことに加え、認定こども園建設など、複数年にわたる大規模事業の実施等に伴い、令和3年度も多くの予算の投入が見込まれますことから、依然として大変厳しい財政状況にあります。

このような状況の下、令和3年度の予算規模は、前年度と比較して一般会計35.2%の減、下水道事業特別会計45.9%の減、その他の特別会計は0.5%の増、水道事業会計は42.8%の減で編成しております。

将来世代に負担を先送りしないためにも、長期的なウィズコロナ対応、終息後のアフターコロナをしっかりと見据え、賢い縮小、賢い支出に努めながら、効率的かつ効果的な行財政運営を今後も徹底し、町民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島町の実現に向け、

全力を尽くしてまいり所存でございます。

続きまして、令和3年度の主な施策につきまして、長期総合計画の施策体系に基づきご説明を申し上げます。

「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」についてでございます。

土地利用につきましては、明神地区地区整備計画に続く新たな地区計画策定について、調査及び検討を行いながら、引き続き宮城県と協議を進めてまいります。

河川・港湾につきましては、高城川・田中川・新川の改修及び河道内の支障木伐採や堆積土砂の撤去について、引き続き宮城県へ要望してまいります。

上水道につきましては、水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、配水管の布設替えなどの更新工事を引き続き進めてまいります。

下水道につきましては、汚水処理施設の整備について、浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を引き続き実施し、老朽化した施設機器の更新を行うとともに、下水道未普及地区の解消を目的として、初原地区などの污水管渠築造工事を引き続き進めてまいります。

道路につきましては、町道の整備推進について、高城町駅前整備として駐輪場及び乗降場の整備を実施し、利便性の向上を図ってまいります。

また、県道の整備推進について、初原バイパスの国道45号根廻交差点までの延伸と、県道仙台松島線の桜渡戸・初原地区における拡幅や歩道整備等の実現に向けて、引き続き宮城県へ要望してまいります。

さらに、国道の整備推進につきましては、国土交通省による国道45号の歩道整備について、松島第一小学校から松島駅前までの整備を含め、早期完成に向けて調整を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民が利用しやすい町営バス運行と効率的な運行形態の構築を図るため、路線及びダイヤ並びに運営手法の見直しを進めてまいります。

また、松島海岸駅バリアフリー設備整備事業について、令和3年度内の新駅舎完成に向け、引き続き国や宮城県とともに事業費の補助による支援を行ってまいります。

情報・通信につきましては、町の魅力を効果的に発信するため、引き続きSNS等の活用を図るとともに、LINE公式アカウントの運用開始に向けた調整を進めてまいります。

「人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり」についてでございます。

自然環境保護につきましては、松くい虫防除事業として、地上や空中からの薬剤散布を行うとともに、被害拡大防止のため、松くい虫被害木やナラ枯れ被害木の早期伐倒を行い、森林の保全を図ってまいります。また、植樹した抵抗性松の育成のための下刈りを継続し、森林

の育成、景観保持に努めてまいります。

環境衛生対策の充実につきましては、ごみの減量化や再資源化の推進を図るため、宮城東部衛生処理組合並びに構成自治体により、継続して調査研究を行い、循環型社会形成を推進してまいります。

また、各行政区等の協力により実施している町内一斉清掃活動を通し、住民の清掃意識の向上を図るとともに、「公衆衛生組合連合会」及び「環境美化推進委員」との連携を密にし、不法投棄防止対策に努めてまいります。

交通安全につきましては、近年、交通事故件数が大きく減少していることから、引き続き関係機関と協力しながら、交通安全啓発活動の推進、交通事故防止に努めてまいります。

また、経年劣化したカーブミラーや停止線、区画線などの更新を行い、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

消防・防災につきましては、見直しを進めている地域防災計画を踏まえ、地域の防災力を高めるとともに、総合的な防災対策の推進、消防体制の充実を図ってまいります。

また、感染症対策等を踏まえた避難所開設訓練を各地区で実施するなど、情勢に合わせた住民の参加型訓練を実施するとともに、自主防災組織活動の支援を継続してまいります。

消防団につきましては、火災だけではなく災害時にも大きな役割を担うことから、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、常備消防の協力を得て、団員の規律や操法技術の向上を図り、消防団組織の強化に努めてまいります。

さらに、消防資機材や消防水利の計画的な更新を行い、地域防災力の中核として迅速な消防活動ができるよう努めてまいります。

また、避難施設等について、施設の有効利用や適切な維持管理に努めてまいります。

防犯につきましては、各地域の防犯指導隊への活動支援を継続し、連携及び情報の共有を図りながら、地域事情に合わせた活動支援を行うとともに、警察など関係機関の協力の下、地域防犯活動の充実を図ってまいります。

「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」についてでございます。

保健・医療につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防の普及・啓発に引き続き努めるとともに、町民の皆様がワクチンを速やかに接種できるよう、相談体制の確保やワクチン管理、接種業務を着実に実施してまいります。

また、「健康ポイント事業」を新たに実施し、町民が運動や健診受診等の健康増進行動を実践した際にポイントを付与し、点数に応じて記念品を送ることで、「楽しみながら」「継続

して」健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

母子保健につきましては、産婦健診及び産後ケア事業、オンライン相談事業を実施し、妊娠初期から周産期、子育て期まで、一人一人を大切にしたい、手厚く切れ目のない支援体制を拡充し、少子化が進む中でも安心して出産、育児ができるよう努めてまいります。

高齢者福祉事業につきましては、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業や宅配夕食サービス事業等を引き続き実施し、関係機関と連携しながら高齢者の見守りや日常生活支援を継続してまいります。

また、感染拡大防止に配慮した敬老事業及び保健福祉センターの長期的かつ適正な管理運営を実施してまいります。

介護保険の運営につきましては、地域包括ケアシステムの推進、高齢者の介護予防、要介護状態の重度化防止を図るとともに、全戸に認知症の理解と対応方法、相談機関や利用できる医療・介護サービス等を紹介した「認知症ケアパス」を配布し、認知症総合支援対策を一層推進してまいります。

介護サービス事業につきましては、総合事業の対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう継続的に支援してまいります。

児童福祉につきましては、「松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」に基づいた施策を推進し、子供が健やかに成長できるよう、子育て支援の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

保育所及び指定管理者制度を導入している児童館においては、感染症への対策を徹底しながら、安心して預けられる保育の提供と子供が安全に楽しく過ごせる環境づくりに努めてまいります。

また、新たな幼児教育・保育施設につきましては、認定こども園の基本計画で策定した造成及び建物の配置プランや認定こども園施設整備に関する協定に基づき、事業の実施主体である松島町社会福祉協議会に対し、補助金の交付等必要な支援を行うとともに、協同で連携し取り組むことで、施設の早期完成を目指し、町全体で安心して子育てできる環境整備を進めてまいります。

障がい者・障がい児福祉につきましては、「松島町障がい福祉計画（第6期）・松島町障がい児福祉計画（第2期）」に基づき、障がい者及び障がい児が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備の充実を図り、自立と社会参加の実現を図ってまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険制度において、新型コロナウイルス感染症における傷病手当金について、町独自の取組として、被用者のみならず、事業主についても給付対象として、引き続き行ってまいります。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保税の子供の均等割についても全額減免を実施してまいります。

「自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり」についてでございます。

学校教育につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿として、地域性など各校の実態を踏まえ、特色を生かした教育を引き続き推進するとともに、「地域とともにある学校づくり」に努めてまいります。

また、社会全体が、長期にわたるコロナ禍の中、相手を思いやりながら協働的な学び合いができる学校教育の意義を重視し、教育活動を行ってまいります。

英語教育につきましては、小中連携英語教育推進事業のこれまでの実績を生かし、各学校の英語教育に引き続き取り入れながら、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

また、外国語指導助手を引き続き2名体制で小・中学校に派遣するとともに、幼稚園、保育所においても英語の遊びを取り入れ、幼少期から英語に親しむ活動を実施してまいります。

さらに、松島こども英語ガイド事業により、松島の子供たちが、町の魅力について誇りを持って国内外に伝えられる土壌を醸成してまいります。

心のケア・不登校対策につきましては、松島町の子どもの心のケアハウス事業において、学校生活に困難を抱える児童生徒に対し、学校復帰や自立に向け、学校及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、必要な支援の充実を図ってまいります。

学校教育環境の整備につきましては、国が推進するGIGAスクール構想の下、これまで整備を進めてまいりました校内ネットワーク環境、児童生徒1人1台タブレット端末、大型モニター等のICT機器の効果的な活用を推進し、情報活用能力を育むことで、目まぐるしく変化する時代に対応できる子供の育成に努めるとともに、情報機器を正しく安全に利用するための考え方を育む情報モラル教育について取り組んでまいります。

また、教員のICT活用指導力の向上に向けた研修を実施し、ICT機器を効果的に活用した事業が行えるよう努めてまいります。

幼児教育の充実につきましては、学びの土台、基礎となる幼児期における教育の質の向上を

図るため、松島町立幼稚園「元気力向上プログラム」を推進し、元気で伸び伸びとし、表情豊かな子供の育成に努めてまいります。

学校給食につきましては、栄養バランスの取れた給食献立を提供し、地産地消の推進や質の高い食材の調達、児童生徒のニーズを反映した給食提供と食育指導の充実に努めてまいります。

生涯学習につきましては、引き続き家庭・地域・学校の協働による地域と一体となった教育活動を推進し、各種教室・講座の開催等を通じて生涯学習の振興を推進するとともに、松島の自然・歴史・文化等の魅力を発信し、地域に誇りを持てる人材の育成や環境の整備に努めてまいります。

また、放課後子ども教室では、学び支援事業と統合し、これまでの実践で得た成果・課題を整理し、改善を重ね、ALTの活用等「学び」の要素を取り入れて活動の充実に図り、地域住民の参画を得ながら、児童の安全・安心な居場所づくりを継続してまいります。

さらに、ジュニア・リーダーによる地域活動等への参加や関係機関と連携した講演会の開催、秋田県にかほ市との中学生リーダー研修会の松島町開催を通して、青少年の健全な育成を推進・啓発してまいります。

芸術文化の進行につきましては、コロナ禍においても町民の芸術文化活動の充実に図るため、松島ふれあいコンサートの開催など指定管理者と連携し、新しい生活様式に即した感染症対策を講じた上で特色ある各種事業を実施してまいります。

スポーツ振興につきましては、昨年延期された東京2020オリンピックの聖火リレーが6月20日に本町を通過することから、本町のスポーツ活動の機運を高めるためにも、松島町体育協会をはじめとした各種団体に運営等のボランティア協力をいただきながら、ミニセレブレーションの実施など、聖火リレーを盛大に開催できるよう準備してまいります。

文化財の保存及び活用につきましては、瑞巖寺防災設備改修事業に関する協力や特別名勝松島保存管理計画の改定に設けた見直し作業等を進めるとともに、「松島湾三町文化財展」など近隣自治体と連携した取組を進めてまいります。

「おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり」についてでございます。

国際観光につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から訪れる観光客が安心して松島町に滞在し、観光を楽しめるよう、町が管理する観光施設での感染症対策を徹底するとともに、町内の観光事業者に対しても業種別ガイドラインに沿った運営を行っていただけるよう、適切な情報提供に努めてまいります。

また、観光客誘致の強化につきましては、東北6県による「東北 destinations キャンペーン」が4月から開催されることに伴い、町内事業者や近隣自治体、宮城県等との連携を強化し、効果的な誘客事業を実施してまいります。

多島海の魅力の伝承につきましては、「世界で最も美しい湾クラブ」の加盟湾として、国連が掲げる「持続可能な開発目標」に関連する取組である「松島湾アマモ再生プロジェクト」や、湾の環境保全に関するPR活動を実施し、地域や観光客などが広く取組に参加いただけるよう働きかけながら、豊かで美しい松島湾を後世に継承できるよう取り組んでまいります。

国内外の交流を通じた松島の魅力発見につきましては、コロナ禍による往来制限等の解除後に、回復が予想されているインバウンドを含めた旅行需要を的確に取り込めるよう、引き続き町内の観光事業者や各種協議会、近隣自治体などと連携を図りながら、観光客誘致につながるよう努めてまいります。

地域間交流の推進につきましては、観光交流協定を結ぶ岡山県倉敷市及び塩竈市との合同プロモーションをはじめ、交流自治体で開催される行事において、松島の魅力を宣伝し、観光産業の回復を目指し情報発信に努めてまいります。

さらに、日本三景観光連絡協議会の天の橋立及び宮島と連携を図り、日本三景の日に合わせたPRイベントやかき祭りでの交流PR事業を通じて、相互間の観光交流を継続してまいります。

景観計画の推進につきましては、景観条例及び景観計画に基づく適切な誘導を行うとともに、景観重点地区内における景観整備事業補助金制度を継続し、景観形成に対する意識の醸成を図ってまいります。

文化遺産につきましては、「松島まるごと学」を通じて小中学生に町の歴史文化を伝えていくとともに、展示等を通じて、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の情報発信に取り組んでまいります。

「豊かな地域で仕事・暮らしがつむぎ合う心かようまちづくり」についてでございます。

起業・創業支援につきましては、町独自の補助金により新規創業者を支援するとともに、事業継続のための経営相談や資金繰りなどについても、利府松島商工会や金融機関等と連携して支援してまいります。

観光業につきましては、松島観光協会をはじめ、町内の事業者や仙台市・松島湾エリアなど広域にわたる観光地域づくりのかじ取り役である地域連携DMO等と協力し、感染症の状況を見据えながら、国内外からの誘客活動を実施してまいります。

観瀾亭・松島博物館におきましては、歴史文化を伝承する施設として、常設及び企画展を通じて松島の魅力発信に努めてまいります。さらに、夜の松島を生かした取組として、観瀾亭では中秋の明月を楽しむイベントを開催し、福浦橋では夜間のライトアップを実施することで、観光客が松島に長く滞在し、多くの方が町内に宿泊していただけるよう安全・安心に配慮しながら実施してまいります。

また、旅行の付加価値を高める地場産品を観光客に提供できる仕組みづくりの構築を目指し、松島商談会を「賞味会」と併せて開催することで、第1次産業の振興とともに産業の総合的な活性化を図ってまいります。

農林業につきましては、農業振興について、国や県が示した生産の目安に基づき、需用に応じた米生産に向けた調整を行うとともに、コロナ禍により供給過多となっている主食用米の需要回復に向けた施策を実施するよう、国や県に働きかけてまいります。

また、担い手等への農地集積を推進し、経営基盤の強化を図りながら、高収益作物の作付促進や支援を行ってまいります。

地産地消の推進につきましては、地産地消実行委員会と協力しながら「まつの市」や「産業まつり」のイベント規模の見直しや販売方法など、感染症への対策を講じた上で、地場産品のPRに努めてまいります。

水産業につきましては、浅海漁業振興において、本年10月に開催される「全国豊かな海づくり大会」において、松島産カキの魅力を全国に発信するとともに、カキの安定供給及び安全・安心のための衛生検査態勢を維持するための支援事業を継続してまいります。

また、アサリの稚貝散布と天敵貝の駆除作業についても、引き続き支援してまいります。

商工業につきましては、感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の事業継続等を目的として、これまで多岐にわたる支援事業を展開してまいりましたが、今なお本来の情勢に回復していないことから、今後も引き続き感染状況や国・県の動向を注視し、利府松島商工会をはじめとする各種関係団体と協力しながら、継続した経営支援を行ってまいります。

消費生活の安定と向上につきましては、依然として被害の多い特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、消費生活相談員による相談窓口や啓発活動等を実施してまいります。

企業誘致の推進につきましては、企業立地セミナー等を活用しながら、宮城県内での事業展開を検討している企業に向けたPR活動に引き続き努めるとともに、テレワーク等の働き方に応じた仕組みづくりについて取り組んでまいります。

定住促進につきましては、首都圏で開催される定住フェアへの参加や、宮城県が都内に設置

するみやぎ移住サポートセンター等を通じて定住促進ガイドブックを配布するなどの情報発信を行うとともに、引き続き復興支援定住促進事業補助金を交付してまいります。

また、昨今主流になりつつあるオンラインによる移住相談窓口の設置に向けた準備も進めてまいります。

行財政につきましては、社会経済の情勢により大幅な減収が見込まれる中、全庁的な経費の見直しや事業の選択と集中により、歳出のスリム化・重点化を図ってまいります。

また、ふるさと納税事業につきましては、引き続き地元事業者の協力を得ながら事業の推進及び返礼品の開発を行い、財源確保を図るとともに本町の魅力を発信してまいります。

行政サービスの充実につきましては、国が推進する基幹系システムの仕様の標準化について、その動向を注視しつつ、次期システム更新に向けた準備を進めてまいります。

広域行政につきましては、国や宮城県に対する従来の広域要望に加え、感染拡大による地方への影響と厳しい現状等について、「地方の声」として届けるとともに、さらなる感染症対策や支援策の充実等について、強く働きかけを行うため、広域連携の一層の強化を図ってまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る令和3年度当初予算の内訳につきましては、一般会計56億3,000万円、国民健康保険特別会計18億5,950万9,000円、後期高齢者医療特別会計2億1,035万4,000円、介護保険特別会計20億2,673万円、介護サービス事業特別会計889万5,000円、観瀾亭等特別会計8,274万1,000円、松島区外区有財産特別会計128万5,000円、下水道事業特別会計9億8,831万9,000円、水道事業会計8億4,492万2,000円、合計116億5,275万5,000円です。

以上、令和3年度の施政方針につきましてご説明いたしました。長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現のため鋭意努力してまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長、大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第22号から議案第30号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を2時15分といたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第34 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第34、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

1 番杉原 崇議員、登壇の上質問願います。

〔1番 杉原 崇君 登壇〕

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

今定例会から、庁舎内中継が始まりまして、音声だけではなく映像も流れるということで、町民の皆様へのさらなる情報公開につながり、とても良かったなという思いがありますが、私とそのトップバッターということもあり、とても緊張しておりますが、頑張っていきたいと思えます。

あしたは公立高校の試験日であります。この間、コロナが松島中学校で出なかったということで、親御さん、安心しているのかなという思いがあります。とある県北の中学校では昨日、感染者が出てしまって休校という話も報道に出ました。試験を無事に迎えられるれば、それは良かったなという思いがあります。ただ、ここ数年は様々な選択肢が増え、私立高校を専願受験する子も増えましたが、あしたの受験に関係する方々は、今日はより落ち着かないときだと思えます。今年はコロナ禍ということもあり、様々な困難があり、大変だったと思えます。大学入試も共通テスト元年ということもあり、高校3年生などの受験生もとても厳しい1年になったのかなと思えます。

いずれにせよ、結果はどうあれ、受験生の子供たちの今までの頑張りをねぎらってもらえたらという思いがあります。勉強することは受験のためだけではありません。子供たちの学力向上に向けた頑張りは、その子の将来につながっていくもので、子供たちの目標づくりやそれに伴う学ぶ環境をいかにつくるかが、大人の務めであると思っております。その1つの施策として、今回の一般質問であります、認定こども園の開設があると思っております。

認定こども園に関しましては、ほかの方も一般質問で触れられる方もいらっしゃいますが、私なりの視点で質問させていただきたいと思えます。

松島町における認定こども園の建設についての始まりは、平成32年4月を目標に、既存保育

所の集約と保育所を新設する計画があり、その中で高城保育所の大規模改修を行うという話がありました。その当時の澁谷委員長時代の教育民生常任委員会でも所管事務調査として、幼児教育の環境整備について取り上げていたわけですが、その報告書の中での提言で、一時的な対策ではなく、将来を見据えた改築及び新築を望むとしたことが始まりだと思っております。

建設の経緯の話は赤間議員の一般質問にありますので、そちらで詳細な話をさせていただきまして、平成30年12月議会にて提言してから2年が過ぎ、今年1月に開催された全員協議会にて認定こども園建設計画が示されました。松島は交通の便がよく、自然も豊かでおいしいものがたくさんあり、子育てしやすい環境にあります。認定こども園の開園は幼児教育の充実の柱となり、安心して子育てできる少子化対策、子育て世代の移住・定住策になると思います。

先ほど受験の話もしましたが、町外の保護者の方と話をする機会が多々ありますが、上を目指しているご家庭は幼児教育からしっかりと計画を立てている方が多く、そういう環境が整っているところに住んでいるという話を聞くと、移住・定住策としての幼児教育の充実は重要なものであると考えます。小さい頃から学ぶ姿勢を育むことが、学力の向上にもつながっていきますし、そういった環境が松島にはあると知ってもらえれば、今回の認定こども園の開設が、この先の松島を売り込む際の重要なファクターであると考えます。

今回、庁舎内で映像が配信されるということで、せっかくの機会ですので、2月3日河北新報に掲載されました新聞記事を持ってきました。その中で「松島町の幼保7施設再編、認定こども園3か所に」と、イメージ図を示されながら大きく掲載され、町内外へ情報が拡散されました。また、本日の河北新報にも、櫻井町長へのインタビュー記事が掲載され、「子育て世代にアピール」という大きい文字で掲載されておりました。これらの報道から、大きく転換が図られていくのではないかという思いがありますが、この認定こども園の開園、移行に伴い、町全体でさらなる教育活動の充実を図っていくことが、移住者へのさらなる呼び込みにつながると考えます。

そこで、今回の一般質問は、認定こども園の開園に伴う特色ある教育活動の充実について伺います。

まずは、今年1月26日に開催された全員協議会から1か月以上が経過していますが、現在までの進捗状況を教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉原議員の一般質問について答弁してまいります。

まず、今、全員協議会以降の進捗についてどうなっているんだというお話でございますので、全員協議会を開催した以降の進捗状況としては、打合せを重ねまして、令和3年2月16日に社会福祉協議会と事業の目的や事業実施業務、費用負担を定める、松島町における認定こども園施設整備に関する協定を締結したところでございます。

以上、ここまでが今、来ておりますけれども、今定例会で予算を組んでおりますが、予算が議会を通れば、即座にこの令和3年度から事業に取りかかるというような運びに来ているのかなというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 様々な打合せを通して、2月16日に社協さんと松島町における認定こども園施設整備に関する協定を締結されたというお話がありましたが、ここから令和5年4月の開園を目指して、さらにスピード感を持って進められていくものと思っております。

そこで、こども園の建設や運営について、これから聞いていきます。

初めは、駐車場についてです。全協の中でも、駐車場の台数は大丈夫なのかとの話が出ました。初めに話しました教育民生常任委員会での所管事務調査での提言の中でも、保育施設を改築・新築する際には、ゆとりある設計とし、庭園・駐車場は広く、様々な行事に対応できる、松島らしい特色ある施設を望むとしましたが、果たして25台で大丈夫なのかという心配があります。

開始時間にもよると思いますが、朝は比較的、送迎等々はばらばらなのですが、問題は迎えの時間だと思います。保育所だと、延長保育を行っていない方は16時までの方が多く、どうしてもこの時間に集中してしまいます。全協でも話が出ましたが、交通量が多くなることが予想される中、車が入れなくなり渋滞してしまうかもしれない、もしかしたら事故が起こってしまうかもしれません。

一方、社協さんからドライブスルーの要望があったという話もありましたが、忙しい朝に車から降りてすぐに園内に入れますので、防犯上の観点からも有効ではあると思います。ただ、保育所ですと、日中の多くに時間を預けていることもあり、迎えに行った際に、今日の様子など先生と話す時間もあります。やはり親としては子供がどう過ごしていたか、もしかしたらけんかをしていたりとか、お友達とトラブルなんかがあったのではないかと心配もあります。もしドライブスルーにすると、こういった話を聞く時間がなくなってしまいます。まだまだ小さい子ですから、今日はこんなことがあったようだ、特に小さい子から話をするの

は難しいと思います。

駐車場の確保は、先生方とのコミュニケーションを図る上でも大切であると考えますが、敷地の広さの問題もあるでしょうから、そこも含めてまずは送迎時間が集中した際の交通安全対策をどう考えているか、まずはそこをお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からの質問の施設内の駐車場等々について、今の段階の考えを担当課長の企画調整課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 杉原議員さんに答弁させていただきます。

施設内の安全対策につきましては、1月の全員協議会で図面を用いながらご説明させていただきました。詳細につきましては、今後実施されます土地造成や建物の実施設計などにおきまして、駐車場の配置や台数について、改めて検討させていただきながら、利用者の動線、安全対策をもう一度考え直して、それらを盛り込んだ計画としていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 確かにまだ計画段階ではあると思うのですが、いろんな議論を通して考えていただくと同時に、送迎時間の集中緩和として、保育時間の延長も1つの手ではあります。現在、保育時間に関しては、高城保育所が一番長くて7時から19時ではあります。保育時間をさらに延長できれば、送迎時間のタイミングの幅が広くなり、混雑緩和にもつながると思います。この件に関しましては、菅野議員の一般質問に出ていますので、そちらでお答えいただければと思います。

次にあります備蓄倉庫前の駐車場利用と書きましたが、主には、多目的グラウンドに隣接している、その駐車場のことであります。これに関しての質問には理由がありまして、この計画では、遊歩道を造り運動公園と接続することにより、広い敷地を利用し子供たちに伸び伸びとした体を動かせる機会をつくるという計画があります。現在、運動公園内のサッカー場では松島中学校のサッカー部が練習しており、頑張っている子供たち、大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんの姿を見て、自分もサッカーをやりたいだったり、もしかしたら将来プロのサッカー選手になりたいと思う方もいるかもしれません。現在、松島でもプロのサッカー選手を輩出しており、昨年引退した有名な女子選手もいます。そういった方々に憧れ、自分も頑張りたいと思ってもらいたいという思いがあります。

この駐車場を利用することで、子供たちの頑張るための目標や様々な選択肢を増やすことにもつながるのではないかという思いがあります。しかし、ちょっと遠くですので、現実的には難しいかもしれませんが、駐車場を増やすのが難しい場合、これも1つではないかと思い、質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 多目的運動場の南側、山手側にある駐車場と理解しておりますが、こちらは今回の基本計画の中では、運動公園の一体的な施設利用ということで基本方針にありますので、施設運営の全体的な検討の中で関係機関と協議をしまして、そちらの駐車場の活用につきましても、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ぜひ検討していただいて、やはり駐車場問題が一番この、子供に関しては一番の問題なのかなという思いがありまして、その確保に関しましてお話しさせていただきました。昨年の定例会で、運動公園の指定管理についての議案の中でも、大会が重なった場合の駐車場の不足についてお話ししましたが、逆の意味で、こども園がお休みの場合、そちらの駐車場を利用もできるのではないかという思いもありまして、それも頭に入れていただければという思いがあります。

ちょっと話が変な方向に行っちゃいましたが、次は、現場の方々との話合いについてです。こども園建設に当たり、保護者の方から台風や大雨の心配で高台がよいとの方向になったと、保護者アンケートを取ったときの話がありました。一方、現場の方の考えはどうなのか。現在は、幼稚園では幼稚園教諭、保育所では保育士さんがそれぞれ子供たちと接しているわけですが、認定こども園ではそれぞれが一緒になって行っていくのか分かりませんが、まずはそれぞれが認定こども園についてどう考えるか、職場としてどう捉えているか。何度もお話をさせていただきますが、教育民生常任委員会での提言の中には、気持ちよく働ける施設であることが、職員確保につながっていくものと考えするため、施設を造るときには、現場職員の意見を十分に取り入れるべきであるとししました。その前に、こども園で働きたい意思があるかの話が主ではありますが、その件を含め、職員配置については次の質問になりますので、現場での聞き取りの調査等々を行っているかお聞きします。

また、2月12日、松島町総合教育会議が行われたという報告が先ほどありましたが、教育委員会内で認定こども園に関する話、どういった話があったのか、議会にはあまり伝わってこ

なかったので、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の質問の答弁に入る前に、先ほど議会事務局のほうから、3月予算議会でできたら現場視察をしたいというお話もありましたので、別にくいは打っていませんけれども、大体この辺だということを見ていただくと、運動公園との距離感がもっと具体的にお分かりになるのではないかと。それから、道路がもう完成していますので、ただ、45号線のタッチがまだ終わらないので、全線開通はなりませんけれども、3月末ぐらいには、建設課長の顔を見ながら言わなきゃいけないのですが、備蓄倉庫ぐらいまでは磯崎側から通せるのかなというふうに考えておりますけれども、そういったものを勘案してくると、こういったところに出てきて、割と広いところに出るんだなということが具体的にお分かりになるのではないかと。そうすると、こういったところの残地も相当出てくるなというものもあるかもしれませんので、今後、そういったものの利活用もいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

それから、今の質問の現場の保育士、幼稚園の先生方、また教育委員会との話合いにつきましては、認定こども園の建設計画、スケジュール案などをお示ししながら説明は行っているところでありますけれども、説明は行っておりますけれども、これからこの具体的にいろんなご意見が出てきて、いろんな議論がされて、1つの目的に向かって進んでいくものというふうに捉えております。

なお、教育委員会に関しましては、教育長から答弁させます。

○教育長（内海俊行君） それでは、教育関係についてお話しします。

今、町長の答弁にもあったように、認定こども園の建設計画及びスケジュール案、全員協議会でお話ししたこと、事実で決まったことを幼稚園の先生方にもお話しさせていただきました。それから、また教育委員さんについては、随時、内容を報告しておりますし、また2月12日、杉原議員さんもおっしゃいました、総合教育会議の中で提案させていただいて、企画調整課認定こども園準備室の説明を基に協議しております。

総合教育会議では、町、社会福祉協議会、地域、家庭が一体となった取組への前進へ賛同が得られ、さらに安全面、子育て支援の取組、町としての関わり方などについての意見交換がなされました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) では、保育士さんのほうというのは、話はなさってはいるのでしょうか。

○議長(阿部幸夫君) 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長(佐々木敏正君) 保育士のほうにつきましても、2月の後半のときに、2日ほど日程を取りまして全協の内容のほう、報告させていただいております。

以上です。

○議長(阿部幸夫君) 杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) 具体的な話というのは、特には報告だけでなかったということでもよろしいんですかね。はい、分かりました。

開園まで2年ちょっとということで、長いようであつという間のような感じもします。関わっている方がやはり同じ方向性の下、進めるべきだと思います。関係各所でしっかりとした情報共有を図りながら進んでほしいと思いますが、職員に関しましては、現在お勤めの保育士さんや幼稚園教諭は、社協の運営するこども園で働きたいのか、このまま保育所・幼稚園で働きたいのか、2つの選択肢があるわけですが、その人数によっては、社協のほうで職員募集をしなければならないと思います。全協の中で、社協さん側から園長をどうするかとの話があったということもありました。そこで、社協さんの考えも含めて、職員配置についてどう考えるのかお聞きします。

また、職員募集に関しましては、新卒の方を考えなければならないと思います。4年制大学、短期大学、専門学校で保育士を目指している方たちは、いろいろな施設を見てそこから選んでという就活を行うと思います。現状は6月から10月は実習があり、その前に現場視察を行う方が多いそうです。法人などではその前に説明会を行うこともあるそうですが、今回のこども園ではどうなるか分かりませんが、ただ話を聞くだけではなく、ある程度の施設を見てもらうことが応募につながるのではないかと思います。

そのためにも、少しでも建設開始を早め、可能であれば短縮ができれば、令和5年4月開園が確実なものになるのかなと思います。あくまでも職員募集の観点から、建設を早めるべきと考えますが、併せて職員配置についてお聞きしたいと思います。

○議長(阿部幸夫君) 櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 認定こども園については、まず2つの考えを持って、これは同時並行していかないと、早く、令和5年の4月というのが難しいというふうには思っております。

1つは、建築に向けてどういうスピードを持っていくのかということと、それから開園に向けた行動をどのように持っていくかということと、その二面をきちっと整理してやっていかな

いといけないのだろうというふうに捉えております。今は、建設に関わることについて、社会福祉協議会とこんな感じでしょうかという、詳細的なものは別として、大筋ではこんな感じということで進んでおりますので、これから土地の買取り、買収も含めてこれが進んでいくわけですけれども、それともう一つは、今度は開園に向けてどんな感じに進んでいくかという、これは母体となる社会福祉協議会さんがまず中心になるべきだと思いますけれども、前に会長からは、一応令和3年度にはこういったスタッフも決めてやっていかないと間に合わないのではないかと、そういうスタッフの中には、やはり当然園長さんとか、そういった方々が出てくるということですので、それが令和3年の当初なのか後半なのかは別としまして、そういった人的配置も考えながらやっていかなくちやならない。それが社協主導だろうが、町主導だろうが、とにかく合築してやっていかないとうまく進まないのだろうというふうに思います。

これは社協だけに任せるべきとか、町だけがやるということじゃなくて、最後には議会の理解も賜って、いい方向に進めていくということになるのだろうというふうに思います。その議論がもう来月から4月ですけれども、新年度に入ったら、そういう協議に入っていくのかなというふうには捉えております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 令和3年度中に社協さんと話をすることなのですが、私がお話ししているのは、実際今働いている方が、社協に行っても園で働きたいのか、いや、このまま町の職員として働きたいのかという、その選択肢があると思っていて、町長おっしゃられているのは、社協さんとお話合いなのですけれども、現場の方の考えはどうなのかなと、そこも含めた形で進めていくべきではないのかなという思いがあって、今回質問はしたのですけれども、ただ、令和3年度中に社協さんとそういう話を進めていく中で、やはり現場の職員さんの考えも含めて行っていただきたいと思いますので、そこはお願いいたします。

それで、毎年のように保育士の確保は大変であるという話があります。給与の差があるかもしれないませんが、仕事量の負担を減らすことも1つの策だと思います。以前の質問で、保育所でのICTを活用することにより、事務業務を減らし、先生の働き方改革と保育・教育の質向上を支援している公立保育所が増えているという話をしました。近くでは福島県伊達市や福島市で導入しており、現在、教育民生常任委員会での所管事務調査として取り上げているわけですが、コロナ禍もあり、なかなか視察が難しい状況ではありますが、何とか落ち着いて調査に行きたいと思っておりますが、当町においても保育士の業務改善、そして確保のた

めに、以前も調査研究していくという答弁がありました。今後とも研究しながら、社協さんとも情報共有をぜひお願いしたいと思います。

その社協さんの財政面での話になります。次は。全協での説明では、今回の建設に当たり、合計6億7,900万円の概算ではありますが、そのうち町負担として2億4,400万円、国・県費として1億8,100万円、そして社協負担として2億5,400万円、負担割合が37%と示されました。あくまでも計画段階ではありますが、社協の2億5,400万円という物すごく大きな数字で、これを負担することは大変であるだろうと思います。ここまでの大きなお金ですから、融資を受けての負担になると思いますが、借りるということは返すということであり、その分の収益を上げなければならず、運営していくことは大変なことであろうと想像します。

建設に当たり、社協さんの負担が少なくなるよう、今後とも取り組んでいただきたいと思います。また開園後の運営についてももちろん考えているでしょうが、町としても協力できることはしていただきたいと思います。運営についての金銭面についてお聞きしたいと思います。他自治体では、認定こども園運営費補助事業として、園児1人当たり年間1万8,000円という自治体があったり、仙台市では幼児教育・保育の充実と保護者負担の軽減を図ることを目的に、認定こども園の運営費の一部を補助する認定こども園運営費補助金、こちらは平成27年から31年までの期間で実施されていたものですが、補助金の金額は利用人数において違って、20人から40人で年間30万円、120名だと年間130万円となっておりました。福島県の玉川村では、認定こども園の運営に係る費用の総額から施設型給付費各種補助金、その他の収入額を差し引いた額とする玉川村認定こども園運営補助金を交付しております。

施政方針には、補助金の交付等必要な支援を行うとありますが、建設費で多額の負担がある中で、当町として社協への運営補助金をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、認定こども園を民設民営化していく場合に、こういった内容でやっていこうかと、これまでいろいろな話合いが出てきたときに、これまでいろんな、例えば建設費に関して、それから運営費に関しても、私が直接ではございませんけれども、一応事務担当レベルではお話をさせてきて、ここに至っているということですので、一切お話しはしていないということではありません。

それから、その運営費、今聞かれておりますけれども、その開園後の運営補助金につきましても、まずは国で定める負担割合に基づき、施設型給付費の補助を考えておりますので、詳

細は担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 保育所または認定こども園についてでございますが、利用者負担である保育料だけで運営することはできません。そのため、ご存じのとおり、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、財政支援の制度として施設型給付が創設されました。この施設型給付の額は、国が定めた子供1人当たりの教育・保育に要する費用である公定価格から町が定めた利用者負担額である保育料を差し引いた額となっております。確実に教育・保育の費用に充てるため、利用者個人に対してではなく、利用される施設に支払う形で支給が行われます。

認定こども園開園後は、子供1人当たりの基本単価に保育士の勤続年数などの加算要件を加味した上で、施設型給付として支給となります。施設型給付費は、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合の公費でございます。公費で保育園・認定こども園等の運営費を負担するという趣旨から捉えますと、補助金と言える性質のものになります。

なお、運営費補助金とは性質が異なりますが、認定こども園においては、子育て支援事業実施が必要となっております。一時預かり事業や子育て支援事業等を実施する場合は、子ども・子育て支援交付金を財源とした補助金を交付することとなります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。今、幼児教育・保育の無償化という話があるのですが、ちょっと別な話になっちゃうのですけれども、あくまでもこれ、話がちょっと変わるのですけれども、あくまでも3歳から5歳の子供と、零歳から2歳の住民非課税の世帯の子供たちの利用料が無料ではありますが、それ以外の子供というのは、保育料がかかるのかなと、あるのですけれども、現在その滞納とかというのはないんですよね。ちょっと話がかわっちゃうのですけれども、そういった滞納があるかもしれないので、そういった話も含めて、社協さんとは、ちょっと補助金の話とはちょっと変わってしまうと思うのですけれども、その、含めて話をさせていただければと思います。

ちょっと話がずれちゃったのですけれども、初めに話しましたが、保育所の大規模改修の話があり、それからこども園の建設という方向性になったという思いがあります。子供をただ預けるだけではなく、幼稚園の子も保育所の子も同じ教育を受ける、この幼児教育の充実こそが未来への投資だと思います。そのための認定こども園であります。安心して子育てでき

るまちづくりをしていくことが大事であり、今は教育の充実が移住・定住者の選択肢としてなり得ることだと思います。

一般社団法人移住・交流推進機構が2017年、東京圏で20代から30代の既婚男女で地方への移住に興味がある500人を対象に行った若者移住調査では、移住に興味がある理由として、自然にあふれた魅力的な環境が50%、子育てに適した自然環境33%、子供の教育・知力・学力向上22.2%という環境にまつわる選択肢を選んだのが72.2%と、全体の7割超に及びました。その中で、移住先で子育てをする場合、どのような条件を重視するか尋ねた質問で、最も多かったのが、自然との触れ合いで43%、そのほか現在と比べ犯罪が少ない、治安がよいなど、安全に関する選択肢を選んだ割合が67.8%で3分の2を超えました。その次に多かったのが、教育関連で44.4%です。その中でも学力・知力の向上ができる教育環境が26.8%、少人数でのんびりとした教育環境が17.6%となっています。この少人数での教育環境については、最後の質問と関連しますが、やはり教育の充実が、移住に対する選択肢としては重要なことが分かります。

初めに受験の話をしてしまいましたが、上を目指している子は充実した教育環境に接している子が多いと思いますが、教育格差と経済格差の因果関係等々は分かりませんが、もちろん塾云々関係なく、小さい頃から目標を持ち学びを大切にしている子は、その後に学力が伸びているのではないかと思っています。そのために、幼児教育の充実は大事で、その環境をつくっていくことが必要であると思います。それを考えても、今回の認定こども園の開園は、移住・定住を考えている方への重要な選択肢となり、必要不可欠なものだと考えます。

最初に話しましたが、こども園に関しまして、2月3日の河北新報で大きく掲載されました「松島町の幼保7施設再編、認定こども園3か所に、28年度までに」との見出しで、今回建設されるこども園のイメージ図も併せて掲載され、安心して子育てできる環境をつくっていくのだと多くの方に知ってもらえたと思います。

この記事の中で、社協などと連携して子育て世代のニーズに応じていくこども園をまちづくりの核に据え、特色ある教育方針をアピールして定住促進にもつなげたいと、佐々木課長の熱いコメントが載っており、松島の方向性が示されたと思います。この中でやはり特色ある教育方針をアピールするというのが、建設だけではなく、その中身が重要であると思っております。

昨年の決算の総括質疑で、松島独自の幼児教育について質問した際の町長答弁では、社会福祉協議会でも独自のカラーを表にもっと出したいという意見を多々聞いているので、そうい

った特色を1つ生かしたもので、地方の皆さんが松島に耳を傾け、また来ていただけるような施策が今後必要なのだろうと思うとのことでした。これを踏まえまして報道された特色ある教育方針について、町としてどのようなことを描いているのか、社協の考えももし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 最初に、課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 特色ある教育方針ということでございますが、こちらは今回の建設を予定しております土地ですね、こちらのエリアの特性を生かしながら、自然と触れ合いながら子供たちが健やかに学び、育まれる、そのような空間を創出していきたいというふうに、事業実施者であります松島町社会福祉協議会のほうでも考えておりますし、町のほうでも一緒に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

その中で、学び、体験、遊びということで、地域を生かしたゾーニングを行いまして、園舎にとどまらない活動環境の整備を図ることで、ほかにはない幼児教育・保育の環境を整えるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この間、実は令和2年度の施政方針、1年前に発表したときに、タウンミーティングをやりたいというお話をしました。したかと思うのですけれども、実は、なかなかコロナ禍の中でタウンミーティングを開催する回数は少なかったのですが、その中でただ、2回ほどやりましたけれども、そのうちの1回が、第五幼稚園の保護者の皆さん、若いお母さん、お父さん、約10人ぐらいでしたけれども、車座になって2時間弱ぐらいですかね、いろんな話をさせていただきました。

そのときに、やはりこのこども園の話はしたわけではなかったのですが、大体くぬぎ台の方々が多かったようでありまして、移住されてきた方が多かったということもあったのだろうと思います。というのは、そのタウンミーティングの中でいろんなお話しをしていたときに、実はこの幼稚園でも、例えば里山みたいな体験をどんどんさせてやってほしいというお話が、父兄の、お母さん方から、1人2人じゃなくて全体的な意見として出てまいりました。

それで、昔だったら、昔の話をして大変恐縮なのだけれども、三小、四小、五小とかという

ところについては、地域の方々に農業体験等々、何回も毎年されてきたのだけれども、そういったことがだんだんと希薄になってきて、今いるのかなと。昔は第三小学校なんかアサリかきまでやっていたわけだけれども、そういったこともなくなったようだ。それで、やはり第五幼稚園の地域の近くで、例えば誰か農家の方に声をかけて、例えばサツマイモ1つでもいいのだらうと思うのだけれども、そういったものを育てながら、自分たちでまた収穫して味わって食べるとか、そういったことについても大変興味を持っているのだなという話。

それで、かねがね認定こども園については、社協の会長とは、とにかく思い切ったことを子供たちにやらせたいという話、それで1つのところに縛りつけておきたくない。それで、議会には当初、あんまり広めた話は、場所が確定していない中ではお話しできなかったというのが正直なところで、今大体場所が決まったのでお話しできますけれども、できるだけ子供たちがここから自由にいろんな行動が、例えば運動公園なら運動公園の中でできるような、そういう仕組みをしてやりたい。それで、元気に跳ね回って、とにかく子供たちがここに楽しいと思って、通いたいと思えるような園舎にしていかないと、まずは駄目だということ。どんな教育をしようが、やはり子供たちがあそこに行きたいと思っただけで駄目なのだろうというふうに思います。

それが、その例えば運動公園と一体化したからそうだとは、私は言いませんけれども、そういったもので里山とか、そういったものがうまくマッチングして、何か面白いところがあそこにできたというのが町外に広がっていくと、移住・定住になってくるのかなと。よく企画のほうにアンケートで、移住希望の方々は、そういった要望、要望というかな、お伺いを立てているという話も聞いていますので、そういう、これから移住・定住のサポートセンターのPRとか、そういったものについては、今後こういったことで幼児教育を松島はやっていくよといったPRにはなるのかなというふうには思っています。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今の里山体験とかという話、ありましたが、それも大変すばらしいなという思いもあります。やはりほかの地区にはないことをやっていくべきではないのかなという感じがあります。一番は、やはり子供がここに行きたいと思ってもらえるような施設でなければ、何でもいけないのかなという思いがありまして、それを最後のほうに話そうかなと思っていたのですが、ちょっと先に言われちゃったので、まず、あくまでも私は教育のほうで考えていたので、その里山体験というのはもちろんすばらしいし、教育に特化したものというのが私の考えではあるので、その話をちょっとさせていただきたいと思います。

その特色ある教育方針をはっきり示さなければ、人は呼び込めないと思っております。今の里山だったり、この町は英語教育を進めていくという話もあります。私もそれも1つの手だというふうに思います。コロナが終息した後、今はインバウンドは難しいかもしれませんが、外国の方と接する機会が多い観光地、松島を生かして、幼少から英語に触れる機会を創出してあげるといっても1つの手ではないのかなと思います。現在、小中連携英語教育推進事業を今年度まで行っており、大変大きな成果が出ているのではないかと思っております。この件については、総括で改めてお聞きしたいと思いますが、その特色ある教育として、今後も英語教育にぜひ当町を挙げて力を入れていただきたいなという思いがあります。

ただ、3か所予定している認定こども園は、その特色ある教育というのはそれぞれ違っていてもいいのかなという思いがあります。もっと言えば、違っていた方がいいのかなという思いがあります。どこに行きたいかという選択肢があったほうが、子供たちが行きたい場所、今町長が話しました、行きたい場所、やりたい場所、そういうところに通うことが子供の成長力につながっていくだろうし、子育て世代を呼び込む大きなアピールポイントにもなるのかなと。さらには、こども園同士が、それぞれが切磋琢磨し合う環境をつくることも大事であると思います。

そこで、最後の質問になります。2022年度をめぐりに、小学校において教科担任制が取り入れられ、授業内容の向上が図られたり、先生方の負担が減ることも考えられます。また、子供たちにとっては担任以外の先生と関わり合うことがいい方向に向かうのかなと思います。さらに、令和7年度までに小学校のークラスの定員を40人以下から35人以下に引き下げることで、いろいろな子に目が届きやすくなり、学力の向上も期待できる環境がつけられるのかなと思いますが、35人学級になっても当町の小学校は、一小が二クラス、二小・五小はークラスは変わらないと思いますが、ークラスだからこそ環境の変化がない中で難しい面もあるかもしれませんが、きめ細やかな指導ができ、さらにアットホームな雰囲気もあるのかなという思いがあります。当町にある松島第五小学校では、おでつて隊など地域と連携しながら学べている環境はすばらしいと思っております。学区の再編の議論も以前からあるかもしれませんが、施政方針にある、地域とともにある学校づくりに努めていくということもありますし、地域のコミュニティーを大切にしていくためには、第五小学校は残していくべきと考えています。

そこで、五小において小規模特認校制度を活用し、町内で人が集まるだけでなく、町外の子もこの学校に来たくなる、通いたいと思ってもらえるような魅力的な教育活動を推進して

いくべきと考えます。小規模特認校は、児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模のよさを生かした特色ある学校運営を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められるということで、宮城県内では白石市の小原小学校・中学校や、亘理町の高屋小学校、荒浜中学校、来年度からは柴田町の柴田小学校を小規模特認校に指定し、町内の学区外の入学・転入希望者を受け入れることになっております。あくまでも学校規模の適正化を図り、町内外からの通学を認めて統廃合を回避することが目的だということですが、一番は、小規模校の特徴を生かして児童一人一人に目を配ることができるので、特色ある教育活動の実践と学校教育の質の維持・向上ができるとのこと。松島第五小学校では、保護者や地域住民との連携により、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行っているわけですが、一番の目的である、きめ細やかな教育をさせたい方が、五小を選択できるようにし、魅力的な教育活動を推進していくべきと考えます。

松島全体で英語教育に力を入れている現状で、その先を特化していく、例えば英語しか話さない学校というのも面白いかもしれませんが、プログラミング教育が必須になりましたが、もう少し専門的なことを学べたり、英語教育とプログラミング教育の融合として、京都の小学校ではプログラミング教材を使用して外国の小学生らに英語でやり取りするようなものもあるみたいですが、そこまでは難しいとは思いますが、外国人教師が英語を使ってプログラミングを教えるというのも面白いかもしれません。ほかにも音楽だったり、アートなど芸術に特化するなど、ほかの学校では学べないことが特色ある教育活動だと思っております。

現在、高校では、科学技術系人材の育成のために独自のカリキュラムによる授業を行うスーパーサイエンスハイスクールとあって、理数教育を重点的に行っている学校もあり、こういった学校と連携しながら、小中で理数に力を入れていくのも選択肢ではあるかなと思います。何かに特化することにより、そこからほかの教科などの学力の向上にもつながっていくことも期待できるのではと思っております。

そこで、五幼のこども園化につながります。令和7年度の認定こども園化の設定ではありますが、五小と一体となって連携しながらの教育を展開することにより、相乗効果を得られるのではないかという思いがあります。どういった教育がよいかなどは今後の議論になるかと思いますが、移住・定住する場が品井沼地区にあるならば、そこを生かすべきだという思いがあり、最後の質問をしました。五幼の認定こども園化と同時に、学校外からでも入学を許可することのできる小規模認定校制度を活用し、五小・五幼地区の認定こども園が一体となり、特色ある教育活動を展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お答えします。

まず、認定こども園化についてなのですが、令和7年度ということで、予定ということで、これが町立になるか民間になるかは別としまして、松島町教育委員会では、保・幼・小連携をうたっておりますので、この認定こども園を除いた連携が、連携なしではあり得ないので、ぜひこちらから連携して、特色ある園経営、そしてその園経営が小学校に結びつくようなことをお願いしたいなと思っております。

なぜならば、全ての子供たちがいずれどこかの小学校、町立の小学校に入るわけですので、そういう形であれば、なお連携しておかなければいけないことは多々あると思っておりますので、ぜひ私のほうからもどんどんお話が進んでいったならば、対応させていただきたいなと思っております。

それから、もう一つは、小規模特認校制度というお話をなされました。これはちょうどいい機会なので、少しお時間をいただいてお話しさせていただきますと、第五小学校がいずれ複式あるいは1人というふうな状況になるかもしれませんが、その打開策の1つとして小規模特認校制度というお話を杉原議員さんからいただいたのですが、これも1つの手だてとしております。1人になっても学校は存続するというのが大前提なので、あとは杉原議員さんもお話あったように地区の再編、それからもう一つは、小規模特認校制度に七ヶ浜さんとかでやっている特区を絡めると、学習指導要領を松島バージョンに変えることができるということ。

それで、先ほどお話があった英語の時間を通常の他市町村の学校より時間を増やす、あるいは10年先を見越して科学立国ということを考えれば、理数の時間を増やす、それからICT、町で入れてもらいましたので、タブレットを非常に使ったやつで学習を展開すると。松島五小を特別な学校にするという考えも実は、私個人的には考えております。

そして、英語ガイドが売りなので、松島子供観光課なんていうのをつくったら、面白いだろうな、英語で案内してあげるとか、そういうような、それで人がたくさん来る要素としては、品井沼駅がありますので、保護者が送らなくても電車通学で、ある年齢によりますけれども、電車通学で来ていただければ、また1つ新しい学校の姿ができるかと思うのですが、ばら色だけじゃなくて、下手するとコミュニティーを壊してしまう要素もあるわけです。その学校に来るのが目的で、そこの地域の人たちの輪に入らないと。ですから、運動会ができない、秋祭りができないというようなことが出てしまいます。

そうすると、集めるのは集めたのだけれども、全然地域に同化していかないというような話も出てきますので、これは今私の頭の中で考えているのですが、実際動き始めるとするならば、やはり地域の方々のご意見とか、PTAの方々のご意見とか、あと町のスタンスとかもありますので、今言ったのは、私の独り言だと思っていただければありがたいのですが、そういうようなやり方がいろいろあるので、ベストなやり方はなかなかないかと思うのですが、ベターなやり方で選択していければ、また活気ある子供たち、そして心豊かな子供たちをそだてる、何ていうか、弾みにはなるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 確かに地域との連携等々、残すための1つの策ではあるかもしれないのですが、地域の方々との連携というか、そこが難しいんだと改めて今感じましたが、いろんな、学区の再編はいろいろ難しい面は多々ありますが、いろんな議論を踏まえて決めていただきたいなという思いがありますし、あくまでもその認定こども園と、五幼の認定こども園化と併せて、一緒になった教育ができれば、品井沼地区がうちが建てられる環境がある中で、その1つの策になるかなという思いがありまして、この最後の質問にしました。

今回の一般質問は、認定こども園開設により魅力ある教育環境の充実についてお聞きしましたが、子育て世帯が安心して働きながら、子育てしやすい環境の整備として認定こども園があります。当町で計画している3つのこども園はそれぞれ違う方向性があってもよいのではないかと考えています。3つの違う方向性があるって、ここの幼児教育を学ばせたいという選択肢があるべきと考えております。もちろん子供がこの認定こども園に行きたいという思いを持ってもらえれば、なおいとおもっております。そういった教育の充実こそが子育て世代の移住・定住策の大きな柱になると考えております。

交通の便はもちろいしいのですが、自然豊かで子育てしやすい環境にある松島、そこに特色ある教育の充実を図ることが、子育て世代への移住・定住地への選択肢になります。そういったほかの自治体にはない魅力を発信することにより、松島に住みたいと思える材料の1つになり得ると思います。

3つの認定こども園開設は、松島の教育環境が大きく転換する、大きな政策だと思います。そこに、地域になくってはならない小学校と連携することにより、さらなる教育の充実が図られ、つながると考えます。もちろん子供たち自身が楽しんでもらうことが大前提です。子供たちが楽しみながら学ぶことが、子供たちの頑張りやその後の成長につながるものと思いま

す。勉強が不得意だけれども、スポーツや運動部の部活を頑張っていくんだという子もいると思います。また、音楽だったり芸術もあります。いずれも目標に向かって頑張る子供たちを応援するのが保護者であり、大人の務めだと思います。

今回の認定こども園の開園を通して、地域の方も含め、松島は教育の町なんだ、そしてスポーツや音楽など得意な子もいるわけですから、我が町は子供たちの未来のために支える町だと胸を張って言える、そういう町になってくれればという思いがあります。その1つの転換点が認定こども園の開園だと思っています。子供たちが笑顔で育っていける環境をつくるために、今後も各所との連携、情報共有を図りながら、開園に向けてしっかりと進めていくことを切にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は4日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は3月4日午前10時でございます。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後3時11分 延 会